

に請ひて、其の信を約するなり。盟は物を以て其の事を證し、直に其の信  
 偽を決し、遠く神明に請ひ、血を灑ぎてこれを載せ書く。其の禮は誓より  
 も嚴なり。猶ほ泥を釜に納れて煮沸し、手を攘げて湯泥を探り、斧を火の  
 色に燒きて、掌に置くがごとし。これを盟神探湯といふ。後世に及びて、  
 載書を作り、血を灑ぎて、神祇に告ぐるの禮あり、人は皆聖賢にあらざれ  
 ば、信あり、偽あり、直あり、曲あり、正しくして疑ふべからざるあり、  
 奸にして疑なかるべからざるあり。是れ天下の通情なり。神聖の教は、人  
 情事變に通じ、詳に其の道を致す。故に端を此に起して、戒を後に垂れ、  
 言以て之を結び、明神以て之を要す。天下の疑惑忽ち解けて、事物の大義  
 之を決行すべし。しからざれば乃ち、人人疑を存すべく、戸戸各辨ず  
 べし、今、誓盟の禮を襲がば、信偽曲直、一舉にして道に歸す。其の禮た  
 ること大なるかな。

と曰つて居る。これは天下の人心を一途に出でしむるには、誓盟を行ふことの  
 必要なる所以を論じたのである。  
 次には推古天皇の時に、小野妹子を支那に遣はされて、外國交際の禮を修め  
 られたことを引いて、論じて曰ふには、  
 謹みて按ずるに、これ隣好を修むるの始なり。隣とは何ぞ。相對すべきも  
 のなり。好を修むるとは何ぞ。氣候水土人物事義、以てこれを好みますべく  
 以てこれに通ずべきなり。  
 天地の博き、宇宙の渺たる、泛々乎たる此の州島は、(日本を指す)ただ外  
 國(支那を指す)のみ事義を中華に一にす。故に、修好善隣は、猶ほ石水  
 相投じ、膠漆相入るがごとし。千載の神聖、一日に之を遇ひ、萬里の遠波  
 一葦もて之に航す。これより隣交の道大に啓け、互に相聘禮し、外朝の經  
 典、廣く世に行はれ、人人聖賢の事迹を知り、文字言語の用乏しからず、



大に中國の治平を補ふ。

これは支那との修好が我が日本の文化を補つたことの大なるを説いたのである。そして、又曰ふには、

當時始めて書（支那の皇帝に遣はされる國書）を制するに「東天皇敬みて西皇帝に問ふ」を以てす。ただ太子の大手筆なるのみにあらず、其の志氣

洪量、能く本朝の中華たる所以を知るなり。  
これは聖德太子が對等の稱呼を用ひて、支那の君主に國書を贈られたことを讚嘆したのである。當時支那の皇帝は隋の煬帝で、南北兩朝が長く對立したので統一したばかりで、國勢隆々たるものがあり、東方へ大軍を進めて高麗を征服しようとして居た時である。その西皇帝に對して對等の稱呼なる東天皇を用ひて、少しも屈服卑下することがなかつた太子の意氣は誠に日本精神を發揮せられたものと言はねばならぬ。素行が「能く本朝の中華たる所以を知られた」

ものとして、讚嘆の語を吝まなかつたのは、當然のことである。林羅山以來、儒者は聖德太子が佛教を信ぜられたことによつて、それを非難して居るが、それに對して、言を極めて、太子が能く日本が支那に劣らぬ所以を了知せられ、且つ日本固有の思想と同一なる儒教思想を採用せられたことを讚嘆したのは、其の見識の卓拔なるのを見ることが出来る。太子が佛教を信ぜられたことも、儒者が言ふ様に、一概に非難すべきものではないであらう。しかし素行は、此點に對してのみは、やはり満足の意を表して居ないのである。そして、又曰ふには、

推古の朝、隋の煬帝、文林郎裴世清をして來聘せしむ。天智の朝、唐睿  
郭務悰等來聘す。其の書に曰く「大唐帝敬みて日本國の天皇に問ふ」と。  
天武の朝にも、郭務悰又來聘す。其の後、中朝は遣唐使を置き、信を外  
朝に通ず。然れども、外朝の書簡、多く諸侯王を以てす。（天皇と呼ばぬこ



と) 世衰へ人訛り、此れを以て足れりとなせり。其の失、何くに在るか。ただ端を記誦文字の俗儒に造して、以て我國の我國たるを知らざるに至る。噫、家雞を輕んじて野雉を愛すること、何ぞ徳の衰へたるや。

これは、平安朝以來、支那との交際に對等の稱呼を用ひない様になつてしまつたのは、俗儒の外國崇拜の結果であると慨嘆したのである。俗儒の不見識はややともすると國威を墜す様にしてしまふのであつて、それは後世に至つても其の弊に陥り易いのである。如何なる世にも、學者は先づ日本精神の上にしつかりと立なければならぬ。日本精神の上にしつかりと立たないで、ただ外國の文物にあこがれる人人は、國家はどうしようとするのであるか。

次には、應神天皇の時、高麗王の我國に遣した國書に「高麗王、日本國に教ふ」とあつたのを、太子稚郎子が讀まれて、其の使を責めて、其の書を破り棄てられたといふのを引いて、太子の意氣の盛なることを讚嘆して曰ふには、

謹みて按ずるに、これ表狀の禮を正すなり。凡そ太子、外國の典籍を讀むこと此において十五年。然らば乃ち外朝の文字相通ずること未だ遠からず。而して太子の聰明なる、通達せざるなしと雖も、中州が同氣相應するにあらずんば、如何んぞ速に弘文の盛なるを得んや。高麗は我が屬國にして、表狀の無禮なる、太子表を破りて使を責む。其の嚴なること此の如し、志氣徳量並せ按ずべきなり。

以上の二條は、外國交際について、常に我國の品位を墜さぬ様に心懸くべきことを、兩太子の實例によつて論じたのである。我國の外交官たるものは、常に兩太子の心を以て其の心とせねばならぬ。兩太子は實に永久に我國の外交官の師である。

次には、我國で漢字、漢文を用ひて記録を作り、著作を行つたことの起原を論じ、其の例として、履中天皇の時、諸國に國史(記録の官の意)を置いて言



事を記せしめられた事、推古天皇の時、聖德太子が憲法十七條を作りたまひし事、同じく、隋に贈る國書として「東天皇敬みて西皇帝に白す」といふ文を作らせられた事、同じく、聖德太子が蘇我馬子と共に、天皇記、國記、臣、連、伴造、國造、百八十部、並に公民等の本記を作りたまひし事を擧げて居る。そして曰ふには、

孝德帝の四年に、入鹿の事ありて、父蘇我臣蝦夷誅に臨み、悉く天皇記國記を焼く。船史、惠尺即ち疾く焼く所の國記を取りて、中大兄に上る。此の時往古の典籍、悉く焼失す。其の後、天武帝、群臣に詔して、帝紀及び上古の諸事を記定せしむ。境部連石積等に命じて、更に肇めて新字一部四十四卷を造らしむ。これより連綿として、典籍日に造られ、文書大に世に行はる。然れども、中國往古の實記、火に入りて、舊記明ならず、ただ灰殘の燼竹を摘み、以て間此の往事を存す。亦た萬世の戒と爲すに足れり

吁、惜いかな。

と。それから我國の上古に於て、漢字の渡來しなかつた以前に、固有の文字が有つたか否かを論じて、「いろは」の假名が漢字渡來以前に用ひられたものであつたと言つて居るのは、今から考へれば、奇怪なことであるが、素行の時代に假名文字が漢字を省略することによつて發達したといふことの研究がまだ進歩しなかつたのであるから、止むを得ないことであらう。それから漢字漢文が渡來してから、それが充分に我國に同化したことを論じて、尙曰ふことには抑も文學は我が文學にして、彼を必とせず。大抵朝廷の記録、史書、勅集、皆漢字を假借して倭語を訓ずるなり。其の間、専ら漢語を以てするあり、倭漢相雜はるあり。倭字を以てするあり。中朝の文學を知らずして、漢文を學ぶは、猶ほ未だ人に事ふること能はずして鬼神に事ふることを問ふがごとし。



と。これは漢文又は漢字交り文、又は假名文で書いたところの日本の文學、歴史を先に學んで、それから支那の漢文に及ぼすべきことを論じたもので、其の論旨は國語國文を先にして、外國語外國文を後にすべしと言ふのと異なることはい。今の我國の普通教育に用ひる漢文は、日本語として讀むものであるから、これも亦國文の一種として見るべきものであつて、それを支那語支那文と混同して論ずることは間違つて居るのである。賴山陽の日本外史や此の中朝事實なども漢文で書いてはあるが、畢竟日本文學の一種であつて、支那文學として取扱ふべきものではない。普通教育に用ひる漢文には、たとひ支那人の著作を加へるとしても、それは既に日本思想に同化したものを取るべきであらう。論語孝經などは其の一例である。しかし専門教育としての漢文は自ら別問題である。以上舉げたところで、禮のことは悉されて居るが、尙其の次に添へて、音樂歌舞、詠歌の事に論及してある。先づ音樂歌舞の始として、天照大神が天岩

窟に隠れたまひし時、天鈿女命が歌舞して、大神を出し奉つたことを引き、詠歌の始として、素戔嗚尊が出雲に於て、やくもたつ、いづもやへがき、つまごめに、やへがきつくる、そのやへがきを。  
と詠じたまひしことを引き、歌謠の始として、神武天皇が東征の時、うだのたかきに、しぎわなはる。わがまつや、しぎはさやらず。いすくはし、くぢらさやる。こなみが、なこはさば、たちそばの、みのなけくを、こさしひえね。うはなりが、なこはさば、いちさかきみの、おほけくを、こさだひえね。  
と謠ひたまひしことを引いて居る。そして詠歌を論じては、天地を動かし、鬼神を感ぜしめ、上下を和らげ、人倫を正しくし、事物の情を通ぜしむ。



と言ひ、歌謠のことを論じては、

中朝の歌謠は、共に端を神代に造し、以て風を後世に隆にす。吁、上下を和らげ、人情を通じ、鬼神に事ふるの道、太だ備はれるかな。

と曰つて居る。

最後に、禮儀の章の結論として、次の如く述べてある。

以上は禮儀の道を論ず。謹みて按ずるに、禮は天地に則り、人情に順ひ、事物を考へ、其の至誠を致し、其の始終を省みるの道なり。儀は威儀を正しくし、以て修飾文章するの謂なり。禮立てば則ち儀行はる。故に國家を治平するに、禮を以てせざれば、則ち猶ほ衡なく、繩墨なく、規矩なきがごとし。其の輕重曲直方圓は終に知るべからず。禮を定むるに道を以てせざれば、則ち猶ほ衡の正しからず、繩墨規矩の明ならざるがごとし。之を誣ふるに、奸詐を以てするも、亦其の實を得べからず。五倫の大經、

事物の周通、禮より善きはなし。禮は儀に因らざれば行はれず。儀は禮に本づかざれば誠なし。禮と儀と相因りて、而る後に本立ち文成る。

天の道、地の義、民の行、禮を以てせざるはなし。神聖其の端を垂れ、以て萬世を戒む。其の旨亦大ならずや。或は疑ふ、樂は禮と相對す。而して

今、樂を以て禮に屬するは何ぞやと。愚謂へらく、樂も亦、儀の禮なり。禮立てば則ち樂行はる。猶ほ天の地に在るがごとし。天を曰へば、則ち地

は其の中に在るなり。

素行は、禮の定義を下して、それを誠意の作用とするのであり、儀の定義を下して、誠意を現はす形式とするのである。それ故に、「禮は儀に因らざれば行はれず、儀は禮に本づかざれば誠なし」と言ふのである。論語などで言ふところの禮は、むしろ形式を指して居るから、素行が禮儀と言ふのは、論語などで單に禮と言ふのと同義であるとしてよからう。禮又は禮儀は、國家の制度法律から



社會の風俗習慣、個人の坐作進退の法則までを一括して居るもので、人間の生活の規定する道德的様式である。儒教では禮儀と音樂とを以て天下を治める必要の道具として居るが、素行は我國に儒教が傳はらない以前から、既に禮儀と音樂とが存在してそれを以て天下を治めて居たと説くのである。そして禮は天地に則るもので、天は上にあつて明かに、地は下に居て柔順であることが、人間社會に於けるすべての秩序の標準となるもので、そのことは我國の古典に示されて居ると論じて居るのである。禮は天地に則るといふことは、また儒教でも言ふ所のことである。儒教の理論と其の實踐とは神代から既に我國に存在して我國が中國たる事實は疑ふべからざるものであるといふのが素行の主張である。日本書紀を根據とするときは、素行の如き議論を導き出すのが當然の結果である。徳川幕府の時代、滔々たる支那崇拜の漢學者の間に立つて、敢然として此の如き議論を發した素行の意氣は、實に盛なものであつたといふべきである。

十一 賞罰章——勸善懲惡

第十章は賞罰章と名づけられる。禮儀は社會の秩序を立て平和を保つに缺くべからざるものであるから、それを能く行つたものを賞し、それに背いたものを罰して、或は獎勵し、或は懲戒せねばならぬ。禮儀章に續いて賞罰章を設けたのは此の理由であらう。

最初に、伊弉諾、伊弉冊の二神が、天照大神を天に送つて、天上の事を治めしめられ、月讀尊を同じく天に送つて、天照大神に添へられ、蛭兒を船に乗せて風のまにまに放ち棄てられ、素戔嗚尊の無道なるによつて、根國へ遠く逐はれたことを引いて、それを賞罰の原則を示されたものであると論じて居る。



謹んで按ずるに、これ二神が善を賞し惡を懲して私せざるの義なり。蓋し人情には必ず喜怒あり。喜怒あれば則ち好惡あり。好惡あれば、必ず其の私する所に偏して、其の至公を得ず。則ち善惡混じて正しからず。故に神聖といへども、また未だ嘗て取捨なくんばあらず。取捨の道は其の分、親に始まる。親にして以て私せざれば、則ち其の及ぶ所、以て知るべきなり、今、中州の主を命ぜんと欲して、其の四子に於けるや、其の名分の嚴なる、其の取捨の正しき、これ乃ち萬世賞罰の源なり。

二神は賞罰が公平無私でなければならぬことの標準を示されたものと論じたのである。

次には、鹿島、香取の二神が葦原中國を平定する爲に、命に逆ふ者は斬殺し歸順する者は褒美せられたことを引いて、それを賞罰の始と論じてゐる。

謹みて按ずるに、これ賞罰の始なり。凡そ賞と刑とは、其の過ぎたると及

ばざるとを齊ふるの道にして、人を善に勸め導き、人を惡に懲し示すの事なり。人の氣質同じからず、俗の風教正しからざれば、則ち或は惡に習ひて恒となし。或は暴逆を以て業と爲す。故に刑以て之を威し、罰以て之を懲す者は君子の之を愛する所以にして、惡んで以て害するにあらず、刑賞せずして以て之を御すれば、則ち善惡明ならずして、君子の道は消し、小人の道は長ず。慎まざるべけんや。

次には、大物主神、及び事代主神が八十萬神を天の高市に集めて、それを帥ゐて天に昇り、其の誠款の至を陳じた時、高皇產靈尊が大物主神を賞せられたことを引いて、それを天神が賞を行ふの始とし、又神武天皇が功を定め賞を行ひたまひしことを引いて、それを人皇が賞を行ふの始として、次の如く論じて居る。

功あれば則ち賞祿あるは、君臣の禮なり。然れども、其の功を定めざれば



則ち大小輕重正しからずして、賞其の道を失ふことあり。故に功を定めて而る後に賞を行ふは、これ明世の事なり。帝初め東征したまふ間に、策を奉り戈を荷ひて自ら難に當るの功臣勇士、擧げて數ふべからず。今、賞を行ふの始は道臣命に在り。而して頭八咫鳥に及ぶ。其の功を定むるの道大なるかな、公なるかな。

次には天神が葦原中國を平定したまはんとして、天稚彦に弓矢を賜はりて、それを遣はされたことを引いて、

謹みて按ずるに、これ臣に資するの始なり。蓋し其の風聲を樹てて、以て人の耳目を異にし、其の勸勤の意を鼓舞し、其の善忠の實を興動するは、人君治平の要道なり。故に賞すること厚く、待すること深く、而して後、其の任ずる所甚だ重く、其の責むる所能く通ず。後世、將を立つるに、斧鉞を賜ひ、其の器服を異にするは、皆賢を賢として、有徳を崇獎し、

人心を興起する所以にして、端を是に造すなり。

と論じて居る。

次には、皇孫が天鈿女命に猿女君といふ姓を賜はつたことを引いて、

謹みて按ずるに、これ其の功に因りて姓號を賜ふの始なり。蓋し姓名の號は、芳を百世に傳へて、其の善心を鼓動する所以なり。故に姓を賜ひ、氏を命ずること、必ず道あり。人臣これを時君に稟けざれば、則ち其の姓氏と爲すを得ず。其の分、嚴なるかな。凡そ物部、大伴の姓と爲す者は、其の威武を以てなり。中臣、忌部の姓と爲す者は、其の中直にして祭祀を主るに因る。況んや藤、橘、菅、江の分、源、平、紀、清の派、未だ嘗て其の勳業を以てせずんばあらざるなり。

夫れ名は實の著はるるなり。實なくして名あれば、則ち虚名となる。虚名にして之を後世に傳ふれば、臭を千載に遺すなり。其の賜ふ所、其の受く



る所、慎まざらんや。

と論じて居る。

次には、神武天皇即位の時、尊號を奉りて、神日本磐余彦火火出見天皇と申したことを引いて、

謹みて按ずるに、これ人臣が尊號を奉るの始なり。凡そ善惡の應は、終に掩ふべからず。故に臣に善惡あれば、則ち君之を糺し、君の善惡は天必ず之を糺す。天は言はずして、人之に代る。所謂尊號の善惡これなり。後世に至りて、諛の制あり。ただ人君が其の臣を賞黜するのみにあらずして、臣子もまた其の君父を議す。臣子が之を議するにはあらずして、天下以て之を議するなり。天下の議は天の命なり。君臣の道、慎まざるべけんや。

と論じて居る。「天下の議は天の命なり」といふのは、國民の輿論を以て天神の

命令と同一のものである。これは儒教の思想であるが、素行は我國にもこれと同じ思想が固有のものとして存在したと考へて居るのである。

次には、天照大神が素戔嗚尊の亂暴を避けて天岩窟に隠れたまひしことがあつてから、諸神が素戔嗚尊を懲罰に附したことを引いて、それを刑罰贖流の始であると論じて曰ふには、

凡て刑は、衆以て之を惡み、事以て衆に涉り、其の著しきこと掩ふべからずして、而る後に察して其の罰を行ふなり。尊の無狀は、六合の常闇に至りて、其の繋る所、最も博大なり。故に衆議之が刑を行ひ、又其の科を贖はしめたるは、刑罰の公なるものと謂ふべし。これより人皇に至りて、刑法大に定まり、律令周く施し、天下悉く刑の懲すべきを知る。蓋し罰は以て之を恥かしめ、刑は以て之を害す。神聖豈に之を欲せんや。しからざれば、乃ち善も終に長ぜず、道も終に行はれざればなり。



刑罰は人を恥かしめ、人を害するものであるから、好ましいことではないが、それを行はなければ、善を助けることも出来ず、道が塞がつてしまふから、止むを得ざることであるといふのである。社會全體の平和と幸福との爲には、それを亂すものを懲罰せねばならぬ。これが即ち刑罰を行ふについての原理でなくてはならぬ。

そこで結論を下して、

謹みて按ずるに、賞すれば勸み、罰すれば懲るものは、人情の恒なり。神聖、其の人情によりて以て政を制し、其の道を正す。これ刑賞の大柄たる所以なり。凡そ賞罰の道は、極を其の初に建て、效を其の後に省みるにあり。其の制、初に明かならざれば、則ち人、準的を守ることが知らず。其の效、後に糺さざれば、則ち人、其の終を克くすること能はず。法の明かなるも、なほ久しければ則ち怠り、緩くすれば則ち衰る。故に巡守巡

察の省みることありて、以て其の政を黜陟して、芳臭を其の時に著はすは、これ治平の大權なり。と曰つて居る。そして又、刑と賞とを用ひないで自然に天下の治まる様にするのが、最も優れた政治であるといふ説に對して、決して其の様なものではなく、最も優れた政治は賞罰を公平に行ふことであると論じて居る。



十二 武德章——尙 武

第十一章は武德章と名づけられる。これは我國の武德の盛大なることを力説して居るものである。

最初に、伊弉諾、伊弉冊の二尊が、天の浮橋の上に立ちたまひ、天の瓊矛を指下して探りたまひし時、滄溟を獲たまひしに、其の矛の鋒より滴る潮が凝りて礮馭盧島となつたといふことを引いて、さて論じて曰ふには、  
謹みて按ずるに、大八洲の成れるは、天の瓊矛より出でたり。其の形、瓊矛に似たるが故に、細戈千足の國と號す。宜なるかな、中國の雄武なるや。凡そ開闢より以來、神器靈物甚だ多くして、而して天の瓊矛を以て初と爲せり。是れ乃ち武德を尊びて、以て雄義を表はすなり。



と。これは、天の瓊矛によつて日本の國土が出来初まつたといふことは、日本に於て武徳が如何に重んぜられて居るかを表現したものであるといふのである。

次に、素戔嗚尊が暴惡を逞しくして、天上に攻め上つた時、天照大神が嚴重な武裝に御身を固めて立ち向ひたまひしことを引いて、さて論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、これ日神が武備を装ひ兵を起すの義なり。日神の聖靈なるや、天下誰か之に敵せん。而して猶ほ、大丈夫の備を設けて以て防禦したまふ。これ、戒を萬世に垂れ、備を未然に設けしむるの謂なり。蓋し備とは豫め爲すの義なり。備あれば、則ち安く、備なければ、則ち敗るるは天下の事物皆然り。況んや、兵の用たるや、必ず不虞あり、必ず不意あるが故に、遠く慮り深く思ひ、以て武備を装へば、則ち難に臨みて患な

し。素戔嗚尊は神の弟なり。而も其の武徳を嚴にして之を責むる者は、其の無狀を以て天に臨み、八洲之が爲に泯滅し、黎元（人民）之が爲に沈淪せんことを思ひたまへばなり。而して武威を装ひて其の機を懲すこと、最も畏るべきなり。

と。これは天照大神が武備を嚴重にして萬一の事變に備へたまへる深謀遠慮を讚嘆したのである。

次には、天孫降臨の時、天忍日命が武裝を整へて前行したことを引いて、論じて曰ふには、  
謹みて按ずるに、草昧の際には、非常の戒をば、之を忽にすべからず。故に天忍日命、軍裝を備へて以て前驅し、其の懐る所に敵す。威武の道は設けて怠らざるは、終を克くするの戒なり。況んや、天孫の初めて降りたまふをや。



と。これは、大事の際には、必ず非常に對する警戒をしなくてはならぬことを論じたのである。

次には、神武天皇の東征の時のことを引いて、論じて居る。

謹みて按ずるに、これ人皇東征して中州を定むるの威武なり。舟師あり、歩兵あり、會戰あり、神策あり、神瑞あり、凱歌あり、祭齋あり。戰勝ちて戒を存し、以て營を別處に移したまひ、聊か以て御謠を爲し、將卒の勞を慰めたまふ。士卒を練りて誠信を示し、功を六年に建つ。其の兵律の制神謀の略、陣營器械の用法、元將偏帥の選任、備はらざるなし。故に井光の尾ありしも、土蜘蛛の手足長かりしも、其の術を著はすこと能はず。況んや、長髓彦の復狼なるも、兄猾の逆謀も、竟に戮殺せられて、而して區宇安定し、中州初めて平く。其の策、其の兵、皆、神に出づ。神は乃ち天なり。天以て之に授け、人以て之に與す。これ帝が神武たる所以なり。或

は疑ふ、天授け人與し、神武にして殺さざるは、聖人の兵なり。然らば乃ち何ぞ此の許多の誅戮あるかと。愚謂へらく、草昧の間、草木咸く言ひ邪鬼蠅聲を爲し、各自ら封域を建てて、其有を占めたり。神兵にあらざるば、終に速成の功を得べからず、流血蹠を没し、屍を僵し、臂を枕とする者は、會戰誅殺の制なり。桀の犬、堯に吠ゆれば、何れの時か黨奸の賊徒なからんや。況んや屯蒙の時なるをや。其の神兵に死する者は、天の之を討つ所なり。其の他は民を易へずして以て之を治む。東征六年の間、其の兵を鳴らすこと僅に一年にして、而して中國風塵を絶ちたり。神武不殺の大兵、天授け人與するの至徳、併せ考ふべきなり。

これは神武天皇の御武徳を讚したのである。「神兵の爲に殺されたものは、天に討たれたのであるから、止むを得ない。其の他のものは、元の儘にして恩を施して治められた」といふのは、神武不殺の如何なるものであるかといふことを



明にしたのである。神武不殺とは易經の中にある語で、詳に言へば、「聰明叡智、神武而不殺」である。聰明叡智は知であり、神武は勇であり、不殺は仁である。これは知と勇と仁との兼ね備はつたことを述べたものである。神武といふ諡は、奈良朝の時に、淡海三船が勅命を奉じて撰定したものだといふことであるが、能く此の天皇の御徳を標示してあるものと考へられる。

次には、高皇産靈尊が諸神と議して、香取、鹿島の二神を選んで、葦原中國を平定する大將としたまひしことを引いて、  
謹みて按ずるに、是れ天神が將を選びたまふの義なり。蓋し兵を用ふるの要は、一に軍將にあり。將は軍の司令にして、勝敗の源なり。天神三たび群臣を集めて、以て此の二將を得て、終に其の功を遂げたまふ。選ぶ所と任ずる所と共に其の道を得るなり。二神平順して、天孫臨降したまひ、以て萬億世の皇系を開く。其の武威、吁、懋めたるかな、懿なるかな。

と論じて居る。

次には、神武天皇の東征のとき、大伴氏の祖なる道臣命が、大來目の督將元戎を帥ゐて、山を踏み、啓行したることを引いて、

謹みて按ずるに、これ人皇が將を選ぶの始なり。蓋し將は才、以て物を將ゐるに足るの稱にして、帥は智、以て人を帥ゐるの名なり。危急草屯の時其の用は最も將帥にあり。滔々たる武夫も、謀を好み機を挫くの精なるに非ずんば、未だ其の任に中らず。故に將帥の用たるや、必ずしも攻戰を以てせずして、折衝して以て敵を屈せしむるの智を要し、誠信にして撫教するの實に本づく。其の任重し。其の選豈に得易からんや。道臣命は殆んど其れ斯れなり。上に神武の聖あり、下に賢才の應あり、其の區宇を制して、功業を弘むるに、利ならざる所なく、成らざる所なき所以なり。

と論じ、將帥たるべき器量は必ずしも戦闘に強いばかりでなく、智も仁も具は



つて居なければならぬことを説き、道臣命は其の總てを兼ねて居るところの理想的の將軍であることを説いて居る。

次には、高皇産靈尊が、天稚彦に弓矢を賜はつて、葦原中國に遣はされたことを引いて、節刀のことに論及して曰ふには、

謹みて按ずるに、これ天神が節刀を將に授くるの義なり。人皇に及びて、景行天皇は斧鉞を以て日本武尊に授く。これより連綿修飾して、而して立將の禮あり、凡そ節度は其の信を示す所以なり。斧鉞は刑戮を專にする所以なり。軍旅の制は以て私すべからず。人臣また專制するの義なし。故に風聲を四方に樹て、天表（天のしるし）に愾る所を著はす。將帥一たび關外の寄を受け、時に中するの宜しきに適ふ。是に於て、三軍の任、此に歸して、其の倚付を二三にすることなきなり。蓋し、將と相とは天下の帥なり。其の才、其の徳、並び行はれざれば、則ち其の實を得ず。天下安け

れば、意を相に注ぎ、天下危ければ意を將に注ぐ。然も安きは常に安からずして、一人の齟齬枕陸（くひちがふこと）するものあれば、即ち危に轉ず。人君たるもの、無事の日、人才彙集するの時に當りて、其の器を備へて、以て急難に備へ、天寵の優を隆くし、懷綏の徳を布かしめば、則ち凡そ事成らざるなからん。將には、兵に將たるものと、將に將たるものと將相兼ね任ずるものとあり。知、信、仁、勇、忠あり。禮將、嚴將あり。然れども、其の本は知仁勇の三にあり。若し兵を撃けて不逞を討つに、其の選將に精しからざるときは、則ち自ら傾覆を招きて、以て三軍を塵にせん。古來、其の任を重んずること、また宜ならずや。

と。これは將たるべき人の種類を擧げて、其の本は知仁勇の三徳にあるべきを論じ、將軍を選ぶことに深く注意しないときは、大なる失敗を招くべきことを説いて居るのである。



次には、神武天皇が東征の功成りて後、功を定め賞を行ひたまひしことを引いて、

謹みて按ずるに、功を定め賞を行ふことは、軍國の盛事なり。賞、其の功に當らざれば、則ち禮明かならず。功なくして賞あれば、則ち小人進みて佞奸行はる。故に賞を行ふは、必ず其の功を定むるに在るなり。今大君、命ありて、國を開き業を建つ。其の時や最も畏るべし。是に於て、賞、其の禮を踰えずして、功臣、全きを保ち、國家安靖なり。蓋し賞罰は人君の大柄なり。更に之を忽にすべからず。「功を定め賞を行ふ」の一句は、萬世賞を行ふの模格なり。

と論じて居る。賞を行ふには、先づ功を論定しなければならぬ。功の論定に誤があれば、小人、佞人、奸人が進み出て、君子、仁人、忠臣が退く結果になるから、非常に畏るべきことである。

次には景行天皇の時、武内宿禰が東方諸國を巡察し、次ぎて日本武尊が勅命を受けて東夷を征伐せられたことを引いて、論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、これ東夷征伐の始なり。これより蝦夷朝貢して怠らず、教化大に東方に行はれ、綿々として以て今日に至れり。武内宿禰の機を知るや、日本武尊の雄武なるや、神劍（日本武尊が伊勢で受けられた草薙劍のこと）の威を發するや、靈鏡（日本武尊が海路から奥州に入りたまひし時、船の前に懸けられた大鏡のこと）の明光なるや、殆んど武徳の盛なるなり。故に帝、終に其の功名を録して、以て武部を定めて、これを後世に示したまふに至れり。凡そ小碓王（日本武尊のこと）の兵を用ふるや、西に東に、向ふ所寇なく、王に勤めて息むことなし。此の時、邊鄙の反人悉く平ぎ、夷賊従服し、四海大に寧し。皆これ王の功なり。惜いかな、瘴の害して、其の命を天することや。



と曰つて居る。

次には、神功皇后の新羅を征伐したまひしことを引いて、論じて曰ふには、  
 謹みて按ずるに、これ西戎征伐の始なり。仲哀帝の時に、住吉大神、西戎  
 の外夷を以て之に賜ひしに、帝は信ぜずして、早く崩じたまへり。皇后、  
 志を繼ぎ事を述べ、刃に血ぬらずして、高麗、新羅、百濟みな従服し、  
 三韓は官家の藩屏となれり。應神帝、生れながら聖武の形を備へたまひ、  
 八幡と謚し奉り、天下の武神となし、其の祭祀を以て之に事ふること、  
 なほ伊勢の御神のごとし。武家殊に之を崇敬す。噫、靈徳盛なるかな。  
 蓋し垂仁帝既に田道間守に命じて常世國に遣し、香果を求めしむ。然らば  
 乃ち此の時、西戎を並吞するの機あり、以て其の功を若櫻の朝（神功皇后  
 を指す）に成すなり。

吁、中朝の文物は更に外朝に愧ぢず。其の威武の如きは、外朝もまた比倫

すべからず。故に外朝の海防はただ倭寇のみに要す。倭寇とは何ぞ。西州  
 の邊民が彼を虜掠するなり。官兵の寇するにあらず。而して其の膽を落し  
 股を戦かしむること然り。明朝の太祖は三たび使を我國に遣し、疆に寇す  
 るの禁を請ひ、好を修めんと欲して眷眷たり。終に祖訓を垂れて、倭を絶  
 つを以て其の一となす。これ其の威武の餘風を恐るればなり。

と曰つて居る。素行が「中朝の文物は更に外朝に愧ぢず。其の威武の如きは外  
 朝もまた比倫すべからず」と言つて、我國の威武の特に支那よりも勝れて居る  
 ことを説いて、其の實例として倭寇のことを挙げたのは、痛快と言はねばなら  
 ぬ。素行が若し現代に生きて居たならば、其の議論は一層光彩を放つたであら  
 う。

そこで、結論として次の如く述べて居る。

以上は武義の徳を論ず。謹みて按ずるに、五行（木火土金水）に金あり、



七情（喜怒哀樂愛惡欲）に怒あり。陰陽は相對し、好惡は相並ぶ。これ乃ち武の用もまた大ならずや。然れども、之を用ふるに、其の道を以てせざれば、則ち害は人と物とに及びて、終に自ら燒く。聖人以て興り、亂人以て廢する所以なり。豈にこれ兵の罪ならんや。蓋し神代の兵武や、惟れ神に、惟れ聖にして、而して天討なり、天兵なり。其の將帥軍伍も皆靈神なり。然もなほ其の道を存し、其の禮を備へ、而して其の大事なることを示せるは、以て鑑みるべきなり。

或は疑ふ、兵は霸主の業にして、聖人の道に非ずと。愚謂へらく、國家は常に武備と文教とを以て並べ行ひ、事に先だちて之が備をなし、事なくして之が防を爲すは、暴亂を將に萌さんとするに過め、治安を長久に護る所以なり。外國（支那）の聖主も未だ嘗て文と武とを左右にせずんばあらず。況んや中國は其の興る所、瓊矛にありて、而して天神以て天征して、

天孫に賜ふに寶劍を以てしたまへるをや。  
武の徳は惟れ神にして、文の教は惟れ聖なり。陰陽生殺の機妙を函み、仁義生成の化を致す。夫れ仁義は人の道なれども、或は之を用ひて師敗れ、或は之に因りて國亡ぶ。然らば乃ち其の要は、其の人にある。兵もまた此の如くにして、廢興存亡は全く其の人にある。聖人覇者の名あるにあらざるなり。

と論じて居る。これは、武徳が特に我國に於て國初からして離れることの出来ない因縁を有して居ることを擧げて、武力を用ひるのは覇者のことで、王者のことではないといふ俗儒の論を駁して居るものである。「廢興存亡は全く其の人にある。聖人覇者の名あるにあらざるなり」と言つたのは、即ち眞に知仁勇の三徳を具へた大人物の用ひる兵は、世を治め民を安んずることとなるのであるから、兵力を用ひるものは王者ではないといふ様な議論は成立たないといふ意



味である。佐久間象山もまた、書經を引いて、「力を同じくすれば、徳を度り、徳を同じくすれば、義を量る。周の文王の美と稱すと雖も、亦た大國は其の力を畏れ、小國は其の徳に懐くと云ふに過ぎず。其の力なくして能く其の國を保つ者は、古より今に至るまで、吾未だ之を見ざるなり。誰か王者は力を尙はずと謂はんや」と論じて居るが、これは素行の論と共に、所謂王道論者や、單純なる世界平和論者、武備撤廢論者などを反省せしめるに足るところの議論である。荻生徂徠もまた王者覇者の區別に關する孟子以來の儒者の普通の説を承認しないで、「王霸の辨は古の無き所なり」と言つて居るのである。文と武とは決して其の一方を輕んずべきものではない。素行が「武の徳は神、文の徳は聖」と言つたのは深く味ふべきものである。山鹿流の軍學を開いた素行が、儒教を借りて武士道を説かうとするに當つては、此の如き態度に出ることが最も必要である。この武徳章は素行が多く心血を濺いだところであらねばならぬ。

十三 祭祀章——天神と皇祖との合一

第十二章は祭祀章である。先づ、天照大神が神衣を織りたまひ、齋服殿に居りたまひしことを引いて、天照大神もまた天神に事へたまひしことを論じて居る。其の文は次の如くである。

謹みて按ずるに、これ天神を祭祀するの義なり。祭祀の説なしと雖も、既に神衣と曰ひ、既に齋服殿と曰へば、則ち神自ら之を織りて、以て神明に供へたまふなり。大神の靈なるも、親ら其の機巧を營みて、天神に事へたまへることは、其の至誠なること、竊に按ふべきなり。

或は疑ふ、神書に所謂、神衣とは大神の親服ならんかと。愚謂へらく、自服を豈に神衣と曰はんや。



この終の條は、天照大神の織りたまひしといふ神衣は御自身の御服ではなからうかとの疑問に對して答へたのである。

次には、高皇產靈尊が、天忍穗耳尊を葦原中國に降さんとしたまひし時、天兒屋命、太玉命に天津神籬を持たせて、之に陪從せしめられ、又此の時天照大神が天忍穗耳尊に寶鏡を授けたまひしことを引いて、論じて曰ふに

は、  
謹みて按ずるに、これ宗廟を建てて祖考を祭祀するの禮なり。神籬は乃ち宗廟（祖先の靈を祀るところ）なり。寶鏡は乃ち宗廟の主なるが故に、齋鏡と曰ふ。夫れ天祖の靈は物に體して遺さず。然れども、宗廟の設と神主の寄と無ければ、汎乎として一定すべからず。故に宗廟以て之（天祖の靈）を萃め、神主以て之（天祖の靈）を寄す。しかる後に神人の靈氣相集り、至誠通ずべく、齋戒致すべし。これ天祖が因て勅して、神籬を起し

樹てしめ、又以て齋鏡と爲さしめたまへるなり。夫れ天子は天地を以て父母となす。故に天神地祇を祭祀して以て其の本に報い、宗廟を建立して以て其の始を貴ぶものは、人君の大禮なり。況んや中國の生成も、直に天神地祇に在るをや。蓋し人未だ嘗て其の父祖を念ふことなくばあらず。既に其の父祖を念ふことあれば、則ち未だ嘗て其（父祖）の由りて出づる所（天地）を念ふことなくばあらず。故に遠ければ乃ち其の本始を思ひ近ければ乃ち其の父祖を慕ひ、而して祭祀の禮起る。況んや本始に大功あり、父祖に大教あるをや。

凡そ人の誠は、祭祀より大なるはなく、祭祀の大は、天地に如くはなし。萬物の生長は天地に歸し、子孫の綿綿は祖宗に歸す。これ天地と祖宗と其の本を一にする所以なり。

これは神籬と宗廟とを同一とし、天神は即ち皇室の御先祖であり、皇室の御先



祖は即ち天神にましますことを説き、それを祭ることが、祭の中での最も重いものであることを論じたのである。

次には、神武天皇の四年に、詔があつて、

我が皇祖の靈や、天より降り鑿て、朕が躬を光助けたまふ。今諸の虜已に平け、海内事なし。以て天神を郊祀りて、用て大孝を申ふべきなり。

と仰せられて、靈時を鳥見の山の中に立てて、皇祀天神を祭りたまひしことを引いて、論じて曰ふには、

謹みて按ずるに、これ社稷宗廟を祭祀するの始なり。中州既に平らぎ、先づ社稷宗廟を建て、以て天地鬼神の靈を萃め、其の本に報い、其の遠きを追ふ。其の禮の盡せることかくのごとし。夫れ人君は神より出で、而して又、神人の主たり、人民社稷の寄あり。故に郊時して以て天地宗廟に事へ

以て鬼神を祭る。大臣其の禮を司り、重臣其の事を相く。至誠の道此の如し。此を以て天下に臨めば、則ち人人豈に親を遺れ君を後にするの薄瀆なることあらんや。帝天下を制して先づ此に及べるは、其の聖徳の厚きこと至れるかな。

と曰つて居る。社稷といふのは、支那で言ふことで、土地の神と穀物の神とを祭るところである。神武天皇の此の詔には、天神を祭ることが示されて居るだけであるが、天神を祭られる以上は、土地の神と穀物の神とを祭ることも必ずそれに附帯してあつたものとして、漢籍にある慣用の文字を用いたのであらう、天皇が皇祖天神を祭つて大孝を申べたまふときは、天下の人民が皆それに化して、親を忘れ君を忘れる様なことが無くなると論じたのは、其の儘儒教で説くところと一致するものである。そしてこれがまた神社崇敬と政治との關係であつて、我國の神道を論ずる人々の最も注意せねばならぬところである。神道は



決して政治と没交渉のものではなく、従つてまた教育と無關係のものでもないのである。現代の我國に於ける政治と教育とを如何にすべきかについては、決して神道のことをよそにして考へることが出来ない。

次には、崇神天皇の時に、これまで天皇の宮殿の中に祭られた天照大神と大國魂神とを外に出されて、天照大神をば豊鍬入姫につけて、笠縫邑に神籬を立てて祭りたまひ、大國魂神をば、淳名城入姫につけて祭りたまひしことを引いて、

謹みて按ずるに、これ別に神籬を建つるの始なり。神籬は乃ち神社の義にして、宗廟の制なり。

と論じて居る。

又同天皇の時に、別に八十萬神を祭つて、天社、國社、神地、神戸を定められしことを引いて、

謹みて按ずるに、これ群臣を祭るの始なり。天社とは、社稷宗廟の名にして、國社とは、郡國の名山大川、其の由りて祭るところの神社なり。神地、神戸とは、神に事ふるの祠官と、祭祠に奉ずるの田園なり。國家に事あれば、則ち徧く群神に告げて、以て其の誠を致すは、これ禮の恒なり。

と論じて居る。天社國社の解釋につきては、飯田武郷の日本書紀通釋に天社を天神、國社を地祇に當てて、「天神とは天に坐す神、又天より降坐る神を申し、地祇とは此の國土に生坐る神を申すなり」と説いてあるのが宜しいと思はれる。

次には垂仁天皇の時に、天照大神を倭姫につけて、伊勢の五十鈴の宮に遷されたことを引いて、

謹みて按ずるに、これ伊勢の國內宮鎮坐の始なり。蓋し神は天下を以て體



となし、黎元を以て本となす。天の覆ひて明かに、地の載せて厚き、人物の人物たる、神皆これに體して遺さず。其の靈を神鏡に移して、以て皇統の化を照し、其の迹を渡遇に垂れて、以て億世の敬を存す。大廟に茅屋し、黍食に繫げずして、以て令徳を示す。仰げば彌高く、崇むれば彌靈なり。朝廷既に内侍所（賢所ともいふ）を置きて、天子旦暮に拜恭し、往古の道を改めず、僧尼を禁じ、梵釋を絶ち、聖教の人倫にあるを顯はし、懸象著明にして、其の道の知徳にあるを示す。其の洋々乎として四海に彌綸する、巍々乎として萬物に經緯するは、これ神の徳なり。然らば乃ち、人倫日用の道を明にし、五典（君臣、父子、夫婦、長幼、朋友の道）惟れ秩で、三徳（知、仁、勇のこと）惟れ致むるときは、則ち「當に猶ほ吾を視るがごとくすべし」との神勅、豈に空しからんや。

と論じて居る。これは、天照大神を以て其の神靈の力が普遍的に萬物の上に及んで居るところの、神と解し、しかも特に其の神靈を寶鏡の上に寄せ奉つて、それを伊勢の度會に祀られて、崇敬の目標とせられたとするのである。そして、天照大神を信奉するものを行ふべき道は、ただ知仁勇の三徳を磨いて、君臣、父子、夫婦、長幼、朋友の五倫の道を行ふことにあるとしたのである。要するに素行の意見は、日常の道徳即ち忠孝仁義を實行するのを神道の眞意義と解釋するのであつて、神道と儒教とは完全に融合せられたのである。國學の四大人の一なる荷田春滿が、神道は即ち人道であると言つたのも、これに近いのである。

次には、雄略天皇の時、伊勢の皇太神が大倭姫命に教へたまひて、豊受大神を丹波國より迎へしめられたのを、大倭姫命が朝廷に奏したので、勅使を遣はされて、丹波から伊勢の山田へ遷されたことを引いて、それを外宮遷坐の始と



論じて居る。

次には、欽明天皇の時、勅使を遣はされて、八幡宮を肥後から豊前國宇佐の宮に移されたことを引いて、それを八幡鎮坐の始と論じて居る。

そこで結論を下して曰ふには、

以上は祭祀の義を論ず。夫れ禮は祭より大なるはなし。祭祀の道は、至誠に非れば、別ち之を致すべからず。至誠の格ることは、其の道を以てせざれば、則ち得べからず。凡そ天子より以て庶人に至るまで、祭祀必ず分あり、人君は天下の爲に福を求め功に報ずるものなれば、天下の鬼神をば悉くこれを御す。故に、大にしては天地を祭祀し、親にしては宗廟を饗し、小にしては徧く群神に告げ、疎にしては群靈に及ぶ。中朝は神國なり。天神地祇を以て皇祖と爲す。天地は乃ち宗廟の神なり。或は疑ふ、中朝祭る所の神社甚だ多きは、殆んど淫祠の謂かと。愚謂へら

く、淫祠とは、祀るべからざるに、之を祀るなり。凡そ祭祀の制は、或は民に功あるもの、或は事に功あるもの、或は其の事物に始祖たるもの、或は難に當りて恵を捍ぎしもの、或は忠孝を君父に致ししもの、或は其の鬼の歸するところなくして厲をなすものをば、皆これを祀る。これ乃ち八千萬神なり。外朝の如きは、四方百物祭らざることなく、猫虎昆虫も亦これに與る。況んや吾が神國の靈なるをや。

或は疑ふ、社稷の祭祀（天神地祇の祭祀）は之を聞くことを得たるも、其の祖考（祖先の靈魂）を祭るがごときは未だ之を與り聞かずと。（この或人の疑は天神地祇を、支那の意義によつて、自然崇拜的のものと解釋して、我國では祖先の靈魂を祭つたことはないと考へたのである。）愚謂へらく、伊弉册尊神退去して、紀伊國熊野の有馬村に葬る。土俗此の神の魂を祭る。これ上古祭魂の始なり。天祖高皇產靈尊曰く、吾は則ち天津神籬及



び天津磐境を起し樹てて當に吾孫の爲に齋ひ奉らんと。これ宗廟を祭祀するを示すの教なり。其の祖考を祭るの禮、豈に之に外ならんや。後世其の節文を修飾すること、舊記に明かなり。其の外朝に一ならざるものは、水土國俗の殊なるに因れり。是れ乃ち天地の勢なり。近世には浮屠の法（佛教の法）を雜へて、大に上古の制を變じたること、尤も歎ずべきなり。と曰つて居る。此の論の中で「中朝は神國なり。天神地祇を以て皇祖と爲す。天地は乃ち宗廟の神なり」といふのは、よく我國の國體を明示したものである。後に、荻生徂徠が「祖を天とし、天を祖とすることをして我國の特色と言つたのと同である。又水戸學者の藤田幽谷が「神天合一と言つたのもこれと異なることはない。支那では決して天神地祇を以て帝室の太祖とはしない。社稷と宗廟とは別のものとして取扱つて居る。此の社稷宗廟の合一と分離とは我國と支那とに於て神に對する思想の著大なる相違の點である。我國の國體を論ず

るものは最も此點に其の意を留むべきである。日本思想と儒教思想とは此の處に於て分離する。素行が神道と儒教との一致を力説しながらも、此の點に於て明に我國の特色を認めたとしたのは、誠に卓見と謂はねばならぬ。



十四 化功章——外國人の歸化

第十三章は化功章である。化功とは外國の人が日本天皇の聖徳を慕つて、次第に歸化して來ることを指す。

最初に、崇神天皇の時、任那の國から蘇那曷叱知を使として我國に朝貢させ、たことを引いて、次の如く論じて居る。

謹みて按ずるに、これ外夷が投化するの始なり。帝、心を小め、徳を明かにしたまひ、國內漸く謚にして、五穀既に熟し、教化大に行はる。天下稱して、御肇國天皇と謂ふ。故に外夷も亦た投化す。聖徳の隆なること、以て見るべきなり。

任那の國とは朝鮮半島の南端で、今の鎮海灣の附近に在り、我國に最も接近し



た國である。もとは加羅と呼んだ。我國で外國のことを「カラ」と呼ぶのは、ここから起つたことである。

次には、垂仁天皇の時、新羅の王子、天日槍が歸化したことを引いて、次の如く論じて居る。

謹みて按ずるに、崇神垂仁二帝の徳化、外夷に及び、遠人、譯を重ねて來朝して貢獻す。聖徳治教の餘、仁風遠く揚るの至、其の柔懐すること懿なるかな。

新羅といふのは任那から北に續いた所の國であつて、今の慶州地方に當る。

次には、應神天皇の時、弓月君が百濟から百二十縣の人民を率ゐて歸化し、又阿知使主が其の子の都賀使主と十七縣の人民を率ゐて歸化したことを引いて次の如く論じて居る。

謹みて按ずるに、遠人の來り化すること、此に於て最も盛なり。秦(弓月

君は秦氏と稱する)漢(阿知使主は漢氏と稱する)の二氏は外朝の封疆なり。皆來り歸す。況んや。三韓の來り服するをや。故に國々に其の人を置き、其の郡を立て、以て之を安んじ、之を柔んず、其の後、吳王朝貢し、渤海の武藝(王の名)表を奉りて土宜を獻す。皆、中朝治教休明の化なり。

秦氏と漢氏とは朝鮮に移住して居た支那人である。吳(今の南京に都があつた)王の朝貢したのは仁徳天皇の時であり、渤海(今の滿洲)の武藝王の上表したのは聖武天皇の時である。素行は此の如く外國人が我國に歸化し又は交通を求めて來るのは、全く我國の政治と教育とが行届いて、文化の光が外國にまで輝き渡つた結果であると論じたのである。素行をして現代に生れさせたならば、如何なる議論をするであらうか。

そこで、結論を附して曰ふには、



以上は功化の極を論ず、謹みて按ずるに、地に内外あり、勢に遠近あり、人に華夷あり。故に治教の道は、内よりして外に及び、近きを先にして遠きを後にし、華を親しくして夷を柔んず。夫れ朝廷の上、國郡の内、何ぞ四夷の遠疎に預からんや。然れども、内の和すると、近きの治まると、華の溢るるとは、知の明なるなり、徳の充つるなり。通ぜざることなく、感ぜざることなきものは、道の精妙なるなり。四夷が、千里の險なると、萬頃の渺なるとを遠しとせずして、歸仰投化して、畢く方物を献じ、其の然るを期せずして而して然る者は、中華の文明、聖王の治教、天以て之に授け、人以て之に與するに由るものにして、實に過化の極功といふべきなり。

「中華の文明、聖王の治教、天以て之に授け、人以て之に與す」と曰つたのは、此の章の結論として、最も力のある語である。そして、中朝事實の一篇は

實に中華の文明、聖王の治教の如何なるものかを歴史的事實に據つて證明しようとしたところの努力の結晶である。そこに日本の國體の尊嚴と、日本人の信念とが明示されて居るのである。日本民族が世界に立つて、優越の地歩を占めて行くことの出来るのは、ただ此の信念があるに由るのである。素行の此の著述は千載を経ても朽ちることがなく、後世の日本人の精神の上に永く大なる光明を與へるものである。

中朝事實の下篇は此の化功章を以て終とする。中華の文明、聖王の治教は此の化功を成すに至つて極まるのである。



十五 中朝事實附錄就にいて

附録は本篇の立論について、或人が疑問を發した形にして、それに對する答辯を記したもので、凡そ十三條がある。

一は、天地開闢の始に於ける萬物の化生の説話が甚だ奇怪であつて疑はしいといふのである。これに對して、素行は、俗學者が自分一己の狭い智識を標準として上古の記事を疑ふのは誤つて居ると答へて居る。

二は、日本は支那の吳の泰伯の後裔であるから、朝廷の儀式なども多く支那に似て居るのであると考へるが、如何であるかといふのである。これに對して我國の皇室は決して泰伯などとは關係がない。濫に附會牽合して、自分の國を以て他人の國とする様な説を立てる人は亂臣賊子の類であると答へて居る。此



の或人の説として記したものは、支那の魏略といふ書(三國時代の歴史)に、始めて倭人は自ら泰伯の後裔だと云つて居ると記してあつたのに本づくもので、それは、晋書、梁書、北史にも見えて居り、素行の師であつた林羅山を始めとして、多くの學者が信じて居たものであつて、素行の時代には随分廣く行はれて居た様である。水戸の義公が大日本史を著したのも、此の俗説に對して憤慨したのが其の一つの理由になつて居ると言はれて居る。

三は、綏靖天皇が其の母方の姨なる五十鈴依姬を以て皇后としたまひしことは禮に叶ふものと言ひ得るか如何かといふのである。これに對して素行は、それは一向差支がない、支那でも上古には伏羲女媧は兄妹で夫婦となり、堯舜は同姓で婚姻をしたではないか、禮といふものは時代により地方によつてそれぞれ特色があるべきものであると答へて居る。此の或人の疑問は儒者が普通に我國の事を論ずる際に言つて居たところのものである。

四は、日本上古の神聖が非常なる聰明叡智を具へて居られたならば、何故に其の時にすべての制度禮法を詳細に定めては置かれなかつたのかといふ疑問である。これに對して、それはまだ時が到らなかつた爲である、雞でも、卵の頃には、まだ時をつくることが出来ない。たとひ神聖にましましても、素樸を貴ぶ世に於て、直に燦然たる制度禮法を建てることは不可能であると答へて居る。

五は、日本の後世に於て修飾せられた制度禮法は、上古の神聖の御心から出た自然の誠とは相違して居るのではなからうかといふのである。これに對しては、自然と當然といふことを説いて答へて居る。自然とは、何等の修飾を加へないところの状態をいふのであり、當然とは理想を立てて、それに近づかうとして、修飾を加へることである。自然とは原始的なるものであり、當然とは文化的なるものである。此の原始的なるものと文化的なるものとは決して矛盾し



て居るものではなく、兩者が相抱合して、そこに禮法制度が成立つといふのである。

六は、日本にはもと書物がなかつた、それを神代に學問があつたといふのは如何かといふ疑問である。これに對して、素行は、學問といふものは實際の事物に接することによつて、直に爲し得るものである。書物がなければ學問が出来ないと思ふのは、大なる誤謬であると答へて居る。

七は、日本の上代に人材が多かつたと言ふが、支那や朝鮮の人材に比較すれば、どちらが優つて居たかといふ疑問である。これに對して、素行は日本の神聖と支那の聖人とは同等であるが、中等の人物を比較すれば、我國の人は學問技藝に於て支那人に劣るものではなく、又支那の方には、我國には無い様な悪人が多く出て居るから、支那が劣つて居ると言はねばならぬ。又朝鮮は別に論ずる程の價值がないと答へて居る。

八は、儒教と佛敎とは共に外國の敎であるから、何れも日本の道と異つて居ると言ふべきであらうが、如何かといふ疑問である。これに對して、素行は、日本の道は天地の體に法り人物の情に本づいて居るものであつて、日本が天地精秀の氣を得て居ることは支那と同一であるから、日本の道と儒教とは一致して居る。佛敎は印度で發生したもので、印度の土地氣候は支那と遙に異つて居るから、其處で立てられた敎も儒教とは同一に視ることが出来ない。故に儒教は我國に採用することが出来るが、佛敎は採用することが出来ないと答へて居る。

九は、日本の道は儒教の様に身を修め徳を崇ふことを審に説いて居ないではないかといふ疑問である。これに對して、素行は、日本の道徳的敎訓は皆實物に寓して傳へられるので、鏡とか矛とかいふのがそれである。支那では言を以て示し、日本では物を以て示すの相違があるだけで、其の示す所のものは同



一であるかと答へて居る。

十は、我國を中國といふのは眞に稱美して言ふのか、それとも故意に自分の國を善いものと言はうとするためかといふ疑問である。これに對して、素行は、我國が實に中國の名を有するだけの實質を具へて居ると答へて居る。

十一は、聖徳太子が佛教を奉ぜられたのは、聖徳といふ名に背いて居るのではなからうかといふ疑問である。これに對して、素行は、憲法十七條の中、一條だけ「篤く三寶を敬せよ」とあつて、佛教に關係して居るけれども、其他の十六條は皆純正であるから、聖徳太子の聖徳を疑ふべきではないと答へて居る。これは林羅山に始まつて其頃の普通の儒者の言つて居る所に反對して居るのである。

十二は、聖徳太子が蘇我馬子の弑逆を默認されたのは宜しくない、然るに憲法十七條の中の十六條までが純正であるといふことで、其の大罪を打消さうと

するのは如何なものかといふ疑問である。これに對して、素行は、憲法の制定が國家に對する偉大の功績であるから、第一にそれを認むべきである、馬子の事によつて此の大功績を打消してはならぬと答へて居る。

十三は、我國の禮儀即ち制度禮法が一定せずして代代變るのは如何なものかといふ疑問である。これに對して、素行は、支那といつても禮儀は上古から常に一定して居るものではなくて、それ〴〵變遷がある。それは時に隨つて其の宜しさを制するのである。我國は萬世一系でありながら、其の行ふところの禮儀が萬古一定でないといふことは、何等の非難すべき理由がないと答へて居る。素行の論旨を考へれば、大寶令が帝國憲法と變つたのも、また時に隨つて其の宜しさを制せられたのである。

此の附録の部分は跋文と共に、徳川時代に於ては本篇と別れて、寫本で僅に傳はつて居ただけで、出版はされなかつた。明治四十四年に有馬祐政氏等が乃



木大將の明治四十二年に寫して置いたものを本として國民道德叢書に收めて本篇と共に出版してから、始めて廣く世に知られるやうになつたのである。

中朝事實に引用せられた  
國史の本文



中朝事實は十三章に分けてある。第一の天先章は、天地の生成と神人の發生とを論ずる哲學的部分であり、第二の中國章は、日本の國土が最善最美であつて、世界の中心であることを論じ、第三の皇統章は、日本の皇室が天神から始まつて、萬世に君臨せられる所以を論じ、第四の神器章は、皇室に傳へられる神器が知仁勇の三徳を表現することを論じ、第五の神教章は、天神の教が人倫道徳に在つて、それを修めるには學問と思辨とに由るべきことを論じ、第六の神治章は、天神が天下を治められる道は、民の心を以て心とせられ、民の衣食を充實し、民の徳性を養ふに在ることを論じ、第七の神知章は、天神が天下を治められる道は、知仁勇を具へた人材を知つて之を任用するに在ることを論じ、第八の聖教章は、歴代の政令と教化とを論じ、第九の禮儀章は、歴代の制度禮法を論じ、第十の賞罰章は、歴代の賞罰の原則が勸善懲惡にあつてそれを公平に行ふことが治教の要諦であることを論じ、第十一の武徳章は、我



國に於ては特に武徳を尙ぶべき理由あることを論じ、第十二の祭祀章は、我國では、天神地祇と皇祖とが合一して居られることを論じ、第十三の化功章は、内治が整ふことによつて、外國人が自ら慕つて來ることを論じたものである。今各章に引用した國史の本文を取り、素行が採録した順序に従つて左に記すこととする。但し素行が用ひた國史は日本書紀であつて、書紀は漢文で書かれて居るから、讀者の便を謀つて、それを書き下し文に改めた。それは、大體に於て、大正二年に文學博士井上頼國氏と文學士有馬祐政氏とが共譯して出版したところの「國文中朝事實」に従つて居る。尙、此の引用文の中には、書紀以外の書から取つたものもある。それは「一書に曰く」として低く記してある。そして書紀の中では、神代卷から引くところが最も多くて、四十四條に上り、(其中には重複もあるが)神武天皇紀が之に次ぎて、二十一條あり、崇神天皇紀が更に之に次ぎて十四條あり、それから一層少くなつて、景行、成務、應神、推古、

諸天皇紀のものが五條乃至七條となり、垂仁、仁徳、履中、允恭、雄略、清寧、繼體諸天皇紀並に神功皇后紀から引用したものは、最も少なくなつて、一條乃至三條に止つて居る。これは、國史の事實によつて、皇道を論ずる場合に、第一に據るべきものは神代の記事であることを、明に指示して居るものである。神代卷の重要性は如何なる人も心得て置かねばならぬ。神代卷は皇道論の基礎であり、國體論の基礎であり、日本精神論の基礎であり、帝國憲法の基礎である。



天 先 章

○天先づ成りて地後に定まる。然して後に神聖其の中に生ます。國常立尊と號す。

一書に曰く、高天原に所生神の名を天御中主尊と曰すと。

○凡て神相生し、乾坤の道相參つて化る。所以に此男女を成す。國常立尊より、伊弉諾尊、伊弉册尊に至る迄、これを神世七代と謂ふ者矣。

○伊弉諾尊、伊弉册尊國中の柱を巡り、男女の禮を定め、大八洲及び海川山草木鳥獸魚蟲を生み、蒼生の食ひて活くべきを致し、養蠶の道を教へ、諸神を生み、其分を定む。神功既に至り、徳も亦大に、靈運當遷とす、寂然に長く隠れましき。

中 國 章

○天神伊弉諾尊、伊弉册尊に謂て曰く、豊葦原千五百秋瑞穂の地あり、宜く汝往て循すべしと。廻ち天瓊戈を賜ふ。瓊は玉なり、此に努と云ふ。

一書に曰く、豊葦原千五百秋の瑞穂の國は、大八洲未だ生らざる以前、已にこの名あり、而して形相なし、強て其の形に字して天瓊矛と爲すものなり。大八洲國は、即ち瓊矛の成る所、其の中心を號して大日本日高見と曰ふ。大日本と名づくるものは、大日靈貴の降靈に由つての故にこの名ありと。

○伊弉諾尊、伊弉册尊、碓敷盧島を以て國中の柱と爲す、柱は此に美鏡旨邇と云ふ。廻ち大日本日本此に耶麻騰と云ふ。豊秋津洲を生み、始めて大八洲國の號起る。耶麻止、又野馬臺又耶麻堆皆同じ。

○皇祖高皇產靈尊、遂に皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊を立て、以て葦原中國の主と爲さんと欲す。



○神武帝神代の迹を繼ぎ、日向國宮崎宮に都して曰く、東に美地あり、青山四に周れり、彼地は必ず當に以て天業を恢弘し、天下に光宅するに足るべし、蓋し六合の中心かと。遂に東征して、初めて中州を平らげ、大倭國畝傍山東南檀原地を觀て、帝宅を經り始む。

○神武帝三十有一年、夏四月乙酉朔、皇輿巡幸す。因て腋上曠間丘に登して、國狀を廻望して曰く、妍哉國獲つと。妍哉は此に鞍奈珥惠夜といふ。内木綿の真進國と雖も、猶ほ蜻蛉の臂帖るが如し、是に由て始めて秋津洲の號あり。昔伊弉諾尊この國に目けて日本は浦安國、細才千足國、磯輪上秀眞國と曰ふ。秀眞國此に袍圖葬勾備といふ。復大己貴大神目けて玉牆内國と曰ふ。饒速日命天磐船に乘りて太虚を翔行て、是郷を睨て降りたまふに及んで、因てこれを目けて虚空見日本國と曰ふ。

○崇神帝十年七月、群卿を選んで四方に遣す。同年十月、四道將軍に命じて

戎夷を平ぐるの狀を以てす。

○成務帝五年秋九月山河を隔て國縣を令ち、阡陌に隨て以て邑里を定む。因て東西を以て日縱と爲し、南北を日横となす。山陽を影面と曰ひ、山陰を背面と曰ふ、こゝを以て百姓居に安じて、天下無事なり。

○神武帝東征己未年令を下して曰く、當に山林を披拂ひ、宮室を經營りて、恭んで寶位に臨み、以て元元を鎮むべし。上は則ち乾靈國を授けたまふの徳に答へ、下は則ち皇孫正を養ひたまひし心を弘めむ、然して後六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲んこと、亦可らざらんや。夫畝傍山畝傍山は此に宇禰摩夜摩といふ。の東南檀原地を觀れば、蓋し國の塊區ぞ、治るべし、即ち有司に命せて、帝宅を經始む。

先人曰く、神代の蹤を繼ぎ、日向の國宮崎の宮に都すと。

○伊弉諾尊伊弉册尊磯馭盧島に降居して、八尋の殿を化作て、又天柱を化



堅ひき。

○神武帝辛酉年、畝傍の橿原に底磐根に宮柱太しき立て、高天の原に樽風峻峙りて、

一書に曰く、神武帝都を橿原に建て、帝宅を經營す、仍て天富命太玉命の孫をして手置帆負・彦狹知二神の孫を卒ゐて齋斧齋鉏を以て始めて山材を採りて正殿を構立しむ。所謂る底都磐根宮柱・布都之利立、高天乃原爾樽風高之利天御戸排且皇孫命乃美豆乃御殿乎造り奉仕り。故其裔今紀伊國名草郡御木鹿香の二郷にあり。古語に正殿これを鹿香といふ。材を採る齋部の居る所、これを御木と謂ふ、殿を造る齋部の居る所、これを鹿香と謂ふ。

○崇神帝の十年冬十月乙卯朔、群臣に詔して曰く、今返しは悉く誅に伏し、畿内事なし、唯海外荒俗、騒動未だ止まず、其四道將軍等今忽ちに發れ。丙子將軍等共に發路す。十一年夏四月壬子朔己卯、四

道將軍戎夷を平たるの狀を以て奏す。是歲異俗多く歸て、國の内安寧なり。

景行帝の二十五年秋七月庚辰朔壬午、武内宿禰を遣はして、北陸及び東方諸國の地形、且つ百姓の消息を察しむ。二十七年春二月辛酉朔壬子、武内宿禰東國より還て奏言く、東夷の中に日高見國あり、其人男女並に椎を結び身を文げて、人となり勇悍、是を摠て蝦夷といふ。四十年夏六月東夷多く叛きて、邊境騒ぎ動む。冬十月、日本武尊に命じて之を征す、蝦夷罪に服す。五十三年東海に巡狩る。

○成務帝の四年春二月丙寅、國郡に長を立て、縣邑に首を置き、當國の幹了者を取りて、其國郡の首長に任ず。これを中區の藩屏となす。五年秋九月、山河を隔て、國郡を分ち、阡陌に隨ひて以て邑里を定む。因て東西を



以て日縦となし、南北を日横となす、山陽を影面と曰ひ、山陰を背面と曰ふ。

皇 統 章

○伊弉諾尊・伊弉册尊と共に議りて曰く。吾已に大八洲の國及び山川草木を生まり、何ぞ天下の主たるべきものを生まざらめやと。於是に共に日神を生ます、大日靈貴と號す。大日靈貴此に於保比屢辟能武智、靈音力丁の反、一書に云ふ、天照大神、一書に云ふ、天照大日靈尊。此子光華明彩して、六合の内に照徹る。故二神喜びて曰く、吾息多なりと雖も、未だ若此靈異兒はあらず、久しくこの國に留むべからず、自から當に早く天に送て授くるに天上の事を以てすべしと。是時天地相去ること未だ遠からず、故天柱を以て天上に擧げたまひき。次に月神を生ます。一書に云、月弓尊、月夜見尊、月讀尊。其光彩日に亞げり。日に配びて治すべし。故亦天に送まつる。次に蛭子を生む、己に三歳になるま

で脚猶ほ立たず、故これを天磐椽樟船に載せて、風の順放棄つ。次に素戔嗚尊を生ります。一書に云、神素戔嗚尊、速素戔嗚尊。此神勇悍して、安忍ことあり、且常に哭泣を以て行となす。故國內の人民をして多に天折しめ、復青山を變枯になす。故其父母二神、素戔嗚尊に勅し玉はく、汝甚だ無道、以て宇宙に君臨べからず、固に當に遠く根の國に適との玉ひて、遂にこれを逐ひき。

一書に曰ふ、伊弉諾尊曰く、吾御宙珍子を生まんと欲し玉ひて、乃ち左手を以て白銅鏡を持れば、則ち化生る神ます、これを大日靈尊と謂す、右手に白銅鏡を持れば、則ち化生る神ます、これを月弓尊と謂す。又首を廻らして顧眄間に則ち化神ます、これを素戔嗚尊と謂す。即ち大日靈尊及び月弓尊は並にこれ質性明麗、故天地を照臨ましむ。素戔嗚尊はこれ性殘害を好む、故下して根の國を治しむ。



○天照太神の子正哉吾勝勝逸日天忍穗耳尊、高皇產靈尊の女栲千千姫を娶りて、天津彦彦火瓊瓊杵尊を生みます。故皇祖高皇產靈尊遂に皇孫を立て、葦原中國の主と爲んと欲す、八十諸神を召集へて問して曰く、吾葦原中國の邪鬼を撥平しめんと欲ふ、當に誰を遣はさば宜ん、惟くは爾諸神知る所を勿隱そと。劍曰く天穗日命はこれ神の傑なり、試みざる可けんやと。是に俯して衆の言に順ひて、即ち天穗日命を以て往て平しむ。然れども、此神大己貴神に倭媚て、三年に比及まで尙ほ報聞さず。この後高皇產靈尊更に諸神を會て、當に葦原中國に遣すべきものを選び玉ふ、經津主神、武甕槌神は諸の不順鬼神等を誅ひて、果に復命す。時に高皇產靈尊、眞床追裔を以て皇孫を覆ひて、これに降しむ。日向襲の高千穗峰に天降まし、吾田長屋笠狭の碕に到ります。

一書に曰ふ、天照太神乃ち天津彦彦火瓊瓊杵尊に、八坂瓊曲玉及び八咫

鏡草薙劍三種の寶物を賜ふ、又中臣の上祖天兒屋命、忌部の上祖太玉命、猿女の上祖天鈿女命、鏡作の上祖石凝姥命、玉作の上祖玉屋命、凡て五部神を以て配侍しむ。因て皇孫に勅して曰く、豐葦原千五百秋の瑞穂國はこれ吾子孫王たるべき地なり、宜しく爾皇孫就て治すべし、行焉、寶祚の隆むこと當に天壤と窮なかるべし。

一書に曰ふ、天兒屋命、太玉命、天忍穗耳尊に陪從て降す。この時天照太神手に寶鏡を持ちたまひて、天忍穗耳尊に授けて祝ぎて曰く吾兒この寶鏡を視ること當に吾を視るごとくすべし、ともに床を同らし殿を共にし、以て齋鏡となすべしと。また天兒屋命・太玉命に勅して惟くは爾二神も亦同じく殿内に侍て、善く防護を爲せと。又勅して曰く、吾高天原に似御齋庭の穗を以て、亦吾兒に當御る、則ち高皇產靈尊の女號萬幡姫を以て天忍穗耳尊に配せて妃と爲し、これを降



す。故時に虚天に居て兒を生む。天津彦火瓊瓊杵尊と號す。因てこの皇孫を以て親に代へて降らんと欲す。故天兒屋命・太玉命・及諸部神等を以て悉く皆相授く、且つ服御之物一に前に依て授く、然る後に天忍穗耳尊、復天に還り玉ふ。故天津彦火瓊瓊杵尊日向穗日高千穗峰に降り到る。

一書に曰ふ天祖天照太神、高皇產靈尊乃ち相語つて曰く、夫葦原瑞穗國は、吾子孫の王たるべき地なりと。即ち八咫鏡及び草薙劍二種の神寶を以て皇孫に授け賜ひ永に天璽と爲す。所謂る神璽・劍・鏡これ也。

○神日本磐余彦天皇、諱は彦火火出見、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊の第四にあたり玉ふ子なり。年四十五歳に及びて、諸兄及びび子等に謂つて曰く、昔我天神高皇產靈尊、大日靈尊、此葦原瑞穗國を擧げて、我天祖彦火瓊瓊杵尊に授け玉へり。於是に彦火瓊瓊杵尊天關を闢き、雲路を披け、駈山蹕以

て戻止す。是時運鴻荒に屬ひ、時草味に鍾れり、故に蒙して以て正を養ひ、この西偏を治す。皇祖皇考乃神乃聖、慶を積み暉を重ね、多に年所を歴たり。天祖降跡してより以逮今に一百七十九萬二千四百七十餘歳而して遠邈の地、猶未だ王澤に霑はず、遂に邑に君あり村に長あらしむ、各自疆を分ちて用相凌躐ふ。抑又鹽土老翁に聞しに曰く、東に美地あり、青山四周、其中亦天磐船に乗りて飛降れるものありと。余謂ふに、彼つ地は必ず當に以て天業を恢弘て天下に光宅るに足るべし、蓋し六合の中心ならんと。遂に東征して中州を定め玉ふ。

○辛酉年春正月庚辰朔、天皇大倭州橿原宮に即位、是歳を天皇の元年と爲す、正妃を尊んで皇后と爲す、皇子神渟名川耳尊を立て、皇太子と爲す。



神 器 章

○伊弉諾尊、伊弉册尊、天浮橋の上に立して、共に計ひて曰はく、底下に豈國なからんやと。廼ち天の瓊瓊は玉なり此に努と云ふ。矛を以て指下してこれを探りまし、かば、是に滄溟を獲き。其矛鋒より滴瀝の潮凝りて一の島と成れり。これを名づけて礮馭盧島と曰ふ。瓊矛或は瓊戈に作る。

一書に云ふ、天祖伊弉諾伊弉册の二尊に詔して曰く、葦原の千五百秋の瑞穂の地あり宜く汝往きてこれを脩すべしと。則ち天瓊戈を賜ふ。舊事紀

一書に云ふ、天照太神、高皇產靈尊、仍て相謂つて三種の神寶を以て皇孫に授け賜ひて永く天璽と爲す、矛玉自ら從ふ。忌部廣成記。

一書に云ふ、豐葦原千五百秋の瑞穂國は大八洲未だ生らざる以前己に其名あり、名字ありと雖も而も形相なし、強て其形を字づけて天瓊矛と爲すも

のなり。大八洲の國とは即ち瓊矛の成す所其中心を號して大日本日高見と曰ふ。源親房記。

○天孫天降ります時、天照太神乃ち八坂瓊曲玉及び八咫鏡、草薙劍三種の寶物を賜ふ。

一書に云ふ、天祖天照太神・高皇產靈尊、乃ち相語りて曰く夫の葦原瑞穂國は吾子孫の王たるべきの地なりと。即ち八咫鏡及び草薙劍の二種の神寶を以て、皇孫に授け賜ひ、永く天璽と爲す。いはゆる神靈劍鏡是れなり。

○天照太神、手に寶鏡を持たまひて、天忍穗耳尊に授けて祝て曰く、吾兒此寶鏡を視さんこと、當に吾を視るが如くすべし與に床を同くし殿を共にし、以て齋鏡と爲せと。

一書に曰ふ、日神天石窟に入まし、時、思兼神の議に従ひ、石凝姥神をして日像の鏡を鑄しむ。初度鑄る所少く意に合はず是れ紀伊の國日前神なり



次度に鑄る所、其の狀美麗し。是伊勢の太神なり

一書に云ふ、乃ち鏡作部の遠祖天糠戸者をして鏡を造らしむ。日神磐戸を開きて出づ、是時鏡を以て其石窟に入れしもの、戸に觸れて小しく瑕つけり、其瑕今に猶ほ存す、これ即ち伊勢崇祕の大神なり。

○崇神帝六年、百姓流離て、或は背叛あり、其勢徳を以てこれを治め難し。是を以て晨興夕惕、罪を神祇に請す。是より先き天照太神倭大國魂二神、並に天皇大殿の内に祭まつる。然るに其神の勢を畏れて共住安からず、故天照太神を以て豊鍬入姫命に託りて、倭笠縫邑に祭る、仍て磯城神籬を立つ。神籬此を比葬呂岐と云ふ。亦日本大國魂神を以て淳名城入姫命に託て祭らしむ。然れとも淳名城入姫命髮落體瘦て祭ふこと能はず。

一書に曰く。神武帝の時天富命諸の齋部を率ゐて天璽鏡劍を捧持して、正殿に安奉る、此時に當りて、帝と神と其際未だ遠からず殿を同

うし床を共にし、此を以て常となす、故に神物宮物も亦未だ分別ず、宮内に藏を立て、齋藏と號す、齋部氏をして永く其職に任せしむ。磯城瑞垣朝に至つて、漸く神威を畏れ、殿を同くし玉ふこと安からず、故に更に齋部氏をして石凝姥神裔、天目一神裔一氏を率ゐて更に鏡を鑄、劍を造らしめ、以て護身の御璽となす。これ今踐祚の日獻ずる所の神璽鏡・劍なり。仍て倭の笠縫邑に就いて、殊に磯城神籬を立て、天照太神及び草薙劍を遷し奉り、皇女豊鍬入姫命をして奉齋らしむ。一書に曰く、神武天皇都を大和國橿原に定むる時、天照太神の御靈八咫鏡及び草薙の劍を以て、大殿に安置し、床を同うして坐す。往古の神勅の如く、皇居神宮差別なし。宮中に庫藏を立て、此を齋藏と云ふ、宮物神物分ちなし。

一書に曰く、崇神帝漸く神威を畏れ、鏡作石凝姥神の孫に勅して鏡を改



鑄し、天目一箇神の孫劔を改造す、此二種の寶を大和宇陀郡に移して、以て護身と爲して同殿に置く。其上古より傳ふる所の神鏡及び靈劔は、即ち皇女豐鋤入姫に附して、神籬を大和笠縫邑に立て以てこれを祭る。これにより神宮皇居差別あり。

一書に曰く纏向日代の朝に至りて、日本武尊をして東夷を征討せしむ。仍て道を枉げて伊勢神宮に詣で、辭見す。倭姫命・草薙劔を以て日本武命に授け、而して教へて曰く、慎みて莫怠そと。日本武命既に東虜を平げ、遷て尾張國に至り、宮簀姫を納れ、淹留月を踰ゆ。劔を解きて宅に置き、徒行して膽吹山に登る、毒に中りて薨す。其草薙劔、今尾張國熱田宮にあり。神書に云、草薙の劔尾張國吾湯市村に在り、即ち熱田祝部掌る所の神是れなり。吾湯市村は今の愛知郡是れ也。

神 教 章

○伊弉諾尊・伊弉册尊、磯馭馭島を以て國中の桂として、陽神は左より旋り陰神は右より旋り、國柱を分巡て、同じく一面に會き。時に陰神先づ唱へて曰く、熹哉、可美少男に遇ひぬと、少男此を烏等孤と云ふ。陽神悦びずして曰く、吾はこれ男子なり、理當に先唱ふべし、如何ぞ婦人の反りて言を先だつや、事既に不祥、宜しく以て改て旋るべしと。於是に二神却つて更に相遇ひ玉ひぬ。

○二神素戔嗚尊に勅したまはく、汝甚だ無道以て宇宙に君臨べからず、固に當に根の國に適とのたまひて、遂に逐たまひき。

一書に曰く、日月既に生る、次に蛭子を生む。此兒年三歳に満ちて、脚尙ほ立たず、初め二神柱を巡るの時、陰神先に熹言を發す、既に陰陽の



理に違へり、所故に今蛭兒を生めりと。

○天照太神天石窟に入りまして、磐戸を閉して幽居しぬ。故六合の内常闇にして、晝夜の相代をも知らず。時に八十萬神天安河邊に會合て、其禱るべき方を計ふ、故思兼神、深謀遠慮て、遂に常世の長鳴鳥を聚めて、互に長鳴せしむ。亦手力雄神を以て磐戸の側に立て、中臣連遠祖天兒屋命忌部遠祖太玉命、天香山の五百箇眞坂樹を掘にして、上枝には八坂瓊の五百箇御統を懸け、中枝には八咫鏡を懸け、一云眞經澤鏡、下枝には青和幣和幣、此を尼根底と云ふ、白和幣を懸て、相與に其所禱を致す。又猿女君遠祖天鈿女命、則ち手に茅繩の稍を持ち、天石窟戸の前に立して、巧みに俳優す。

○皇祖高皇甚靈尊、皇孫天津彦々火瓊々杵尊を立て、葦原中國の主とせんと欲す。故高皇產靈尊八十諸神を召集へて、これに問して曰く、吾葦原中國の邪鬼を撥平けしめんと願ふ、當に誰を遣さば宜けむ、惟くは爾諸神知る所

其來らざるの狀を問ひ玉ふ。

○天照太神手に寶鏡を持玉ひて、天忍穗耳尊に授けて、これを祝て曰く、吾兒此寶鏡を視むこと當に吾を視るが如くすべし、與に床を同くし殿



を共にして、以て齋鏡と爲すべしと。

先人曰はく、往古の神勅なり。北畠准后記。

○譽田天皇十五年、秋八月壬戌朔丁卯、百濟王阿直岐を遣して良馬二匹を貢る。即り輕坂上厩に養ふ、因て阿直岐を以て掌飼しむ、故に其馬を養し處を號けて厩坂と曰ふ。阿直岐亦能く經典を讀めり、即ち太子菟稚道郎子の師とし玉ふ。是に於て天皇阿直岐に問うて曰く、如し汝に勝る博士亦ありや。對へて曰く王仁といふ者あり、これ秀たり、時に上毛野君祖荒田別巫別を百濟に遣して仍て王仁を徵しむ。其阿直岐は阿直岐史の始祖なり。十六年春二月王仁來けり、則ち太子菟稚道郎子これを師とし、諸の典籍を王仁に習ひ、通達らざるることなし。故所謂る王仁はこれ書首等の始祖なり。

百濟王眞道後に菅野姓を賜ふ上表して延暦の朝曰はく、眞道等本系百濟國貴渾王より出づ。貴渾王は百濟の始興第十六世の王なり。夫れ百濟の太祖都慕

大王は、日神の降靈扶餘に奄りて國を開き、天帝籙を授け、諸韓を惣べて王と稱す。降つて近肖古王に及び、遙に聖化を慕ひ、始めて貴國に聘す、則ち神功攝政の年なり。其の年應神天皇上毛野氏の遠つ祖荒田別に命じて百濟に使はし、有識者を搜聘す。國王貴渾王恭く使旨を奉じ、宗族を採擇し、其の孫辰孫王一名智宗王を遣はして使に隨ひて入朝せしむ。天皇嘉みして、特に寵命を加へ、以て皇太子の師と爲す。是に於て始めて書籍を傳へ、大いに儒風を闡く。文教の興る誠に是にあり。仁德天皇辰孫王の長子太阿郎王を以て近侍と爲す。

桓武の朝、武生連眞象等言さく。漢高祖の後を鸞と曰ふ、鸞の後王狗、轉じて百濟に至る。久素王の時、聖朝使を遣はして文人を徵召せしむ、久素王即ち狗の孫王仁を以て貢す。これ又武生等の祖なりと。



神 治 章

○天照太神皇孫に勅して曰く、豊葦原千五百秋の瑞穂國は是れ吾子孫の王たるべき地なり。宜く爾皇孫就て治すべし。行矣、寶祚の隆、當に天壤と窮りなかるべし。

一書に曰く、大己貴命少彥名命と、力を戮せ心を一にして、天下を經營る。嘗て大己貴命、少彥名命に謂りて曰く、吾等が造る所の國、豈善く成れりと謂へらんや。少彥名命對て曰く、或は成れる所あり、或は成らざるありと。是談りや、蓋し幽深の致あらん。大己貴神興言して曰く、夫の葦原中國、本より荒芒たり、磐石草木に至るまで、威能く強暴、然れども吾已に摧伏せて和順ざるはなし。遂に因て言く、今この國を理むるは、唯吾一身のみなり、其れ吾と共に天下を理むべきものは、蓋し

ありやと。時に神光海を照らし、忽然にして浮び來るものあり。曰く如し吾在らずんば汝何ぞ能くこの國を平ましや、吾あるによつて、故汝其の大造の績を建つるを得と。是時に大己貴神問ひて曰く、然らば則ち汝はこれ誰そやと。對て曰く、吾はこれ汝が幸魂奇魂なりと。大己貴神曰く唯然、廻ち知りぬ、汝はこれ吾が幸魂奇魂なり。今何處に住まんと欲ふと。對て曰く、吾は日本國の三諸山に住まんと欲ふと。故即ち宮を彼處に營りて就いて居らしむ。これ大三輪の神なり。

○神武帝己未年春三月辛酉朔丁卯命を下して曰く、我れ東征よりこゝに六年、皇天の威を頼りて、凶徒戮されぬ、邊土未だ清まらず餘妖尙ほ梗しと雖も、而も中洲の地復風塵なし、誠に宜しく皇都を恢廓め大壯を規摹るべし。而して今運これ屯蒙に屬む、民心札素、巢に棲み穴に住む、習俗惟常となれり。夫れ大人制を立る、義必ず時に隨ふ、苟く



も民に利あらば、何ぞ聖造に妨はん。且つ當に山林を披拂ひ、宮室を

經營て、恭て、寶位に臨んで、以て元元を鎮め、上は則ち乾靈國を授

け玉ふの徳に答へ、下は則ち皇孫正を養ひ王ひし心を弘む、然して後に

六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲むこと、亦可ずや。

○崇神帝四年冬十月庚申朔壬午 詔して曰く、惟我皇祖諸天皇等宸

極光臨すことは、豈一身の爲めならんや、蓋人神を司牧て天下を経綸ふ所以な

り、故に能く世世玄功を闡め、時に至徳を流く。今朕大運を奉承て、

黎元を愛育ふ、何當にしてか皇祖の跡に隸違ひ、永く無窮の祚を保た

む。それ群郷百僚爾の忠貞を竭して、並に天下を安んず、亦可らず

や。

○大物主神及び事代主神、乃ち八十萬神を天高市に合め、帥ゐて天に昇りて、

其誠歎の至を陳す。高皇產靈尊大物主神に勅したまはく、汝若し國神を以て

妻と爲ば、吾猶ほ汝を疏き心ありと謂はん。故今吾女三穗津姫を以て汝に配せ

て妻と爲ん。宜しく八十萬神を領ゐて永久に皇孫の爲に護り奉れと。乃ち之を

還降らしむ。

○景行帝四年、七十餘子皆國郡に封じて、各其の國に如かしむ。故今時に

當つて諸國の別と謂ふものは、則ち其の別王の苗裔なり。天皇の男女前後并びに八十

子。然れども今七十七子封建す。

○五十五年春二月戊子朔壬戌 彥狹島王を以て東山道十五國都督

に拜けたまふ。これ豊城命の孫なり。然早世りぬ。

○五十六年秋八月 御諸別王に詔して曰く、汝父彥狹嶋王任所に向

ることを得ずして早薨ぬ、故汝専ら東國を領めよと。是を以て御諸別

王、天皇の命を承りて、且つ父の業を成さんと欲し、行いてこれを治め

て、早く善政を得つ。是を以て東の方久しく無事なり。是によつて其子孫今



に東國にあり。

○成務帝四年春二月丙寅朔。詔して曰く、我先皇大足彦天皇、聰明神武、籙に膺り圖を受け玉へり、天を治め人に順つて、賊を撥ひ正に反り、徳、覆壽に侔く、道造化に協へり。これを以て普天率土、王臣ざるなし。稟氣懷靈、何處か得らざらん。今朕嗣で寶祚を踐て、夙夜兢惕る、然れども黎元蠢爾、野心を悛めず、これ國郡に君長なく、縣邑に首渠なければなり。今より以後國郡に長を立て、縣邑に首を置き、即ち當國の幹了を取て、其國郡の首長に任せ、これを中區の藩屏と爲さむ。

○五年秋九月。諸國に令して國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置き、並に楯矛を賜ひて表となす。即ち山河を隔て國縣を分ち、阡陌に隨て邑里を定む。因て東西を以て日縱と爲し、南北を日横と爲す、山陽を影面と曰ひ、山陰を背面と曰ふ。是を以て百姓居に安じて天下無事なり。

先人曰く。國造は乃ち國司の名、後改めて守といふ。

聖武天皇の天平寶字二年、諸の國司に勅して、四箇年を以て任の限となす。寶龜十一年太宰府に勅して、任限を五箇年と爲す。

○天照太神天上に在して詔して曰く、聞く葦原中國に保食神ありと、宜く爾月夜見尊就きて候ませ。月夜見尊勅を受けて降ます、已にして保食神の許に到り玉ふ。保食神乃ち首を廻らして國に嚮しかば、則ち口より飯を出し、又海に嚮かば、則ち鰭廣鰭狹亦口より出づ、又山に嚮ひしかば、則ち毛麤毛柔亦口より出づ、夫の品物悉く備へて、これを百机に貯へて饗まつる。是時月夜見尊忿然作色して曰く、穢矣鄙矣。寧ろ口より吐る物を以て敢て我に養ふべけんやと。迺ち劔を抜きて擊殺したまひ、然して後復命して具に其事を言し玉ふ。時に天照太神怒甚しくして曰く、汝はこれ惡神なり、不須相見との玉ひて、乃ち月夜見尊と一日一夜隔離れて住み玉ふ。



この後天照太神復天熊大人を遣して、往きて看せ玉ふ。是時に保食神實己に死れり。唯し其神の頂に、牛馬化爲り、顛上に粟生り、眉の上に蠶生り、眼の中に稗生り、腹の中に稻生り、陰に麥及び大豆小豆生れり。天熊大人悉く取持去てこれを奉進る、時に天照太神喜びて曰く、この物は則ち顯見蒼生の食ひて活べきものなりと。乃ち粟稗麥豆を以て陸田種子となし、稻を以て水田種子と爲す。又因つて天邑君を定む。即ちその稻種を以て始めて天狹田及び長田に殖う。其秋垂穎八握莫然、甚だ快し。又口裏に蠶を含みて、便ち絲を抽くことを得たり。此より始めて養蠶の道あり。

○天照太神天狹田長田を以て御田と爲し玉ひ、又方に神衣を織りつゝ、齋服殿に居す。

○神武帝詔して曰く恭て寶位に臨んで、以て元元を鎮むべし。上は則ち乾靈の國を授け玉ふ、徳に答へ下は則ち皇孫正を養ひたまひし心を弘む

○崇神帝六年、百姓流離へて、或は背叛あり、其勢徳を以て治め難し。是を以て晨に興さ夕に惕りて、罪を神祇に請す。

○仁德帝四年春二月、己未朔甲子。群臣に詔して曰く、朕高臺に登りて以て遠くに望むに、烟氣域の中に起たず、以爲に百姓既に貧くて家に炊者なし。朕聞く古の聖の王の世には、人人詠徳之音を誦て、家家康哉歌あり。今朕億兆に臨む茲に三年、頌音聆えず、炊煙轉疏なり。即ち知ぬ五穀登らず、百姓窮乏からむ。封畿内、尙ほ給がざる者あり、況んや畿外諸國をやと。三月己丑朔己酉、詔して曰く、今より後、三載に至るまでに、悉く課役を除て、百姓の苦を息はす。是日より始めて、黼衣鞋履弊盡ずば、更に爲らず。温飯煖羹酸餒らざれば易へざるなり。心を削し志を約めて、以て無爲に従事す。是を以て宮垣崩れども造らず、茅茨壞るれ



ども葺かず、風雨隙に入りて衣被を沾す、星辰壞より漏りて床蓐に露なり。其後風雨時に順ひて五穀豊穰なり。三稔間、百姓富寛、頌徳既に満ちて炊煙亦繁し。

○七年夏四月辛未朔、天皇臺上に居して遠く望むに、烟氣多に起つ。是日皇后に語つて曰く、朕既に富めり、豈愁あらんやと。皇后對て諮さく、何をか富めりと謂ふ。天皇曰く、烟氣國に滿つ、百姓自ら富めり。皇后且言く、宮垣壞れて修むることを得ず。殿屋破れて衣被露る、何をか富めりと謂ふやと、天皇曰く、其天の君を立つることはこれ百姓のためなり、然れば則ち君は百姓を以て本となす、是を以て古の聖の王は一人も飢寒は、顧て身を責む。今百姓貧きは則ち朕が貧なり、百姓富めるは則ち朕富めるなり、未だ百姓富みて君の貧きことあらずと。秋八月己巳朔丁丑。大兄去來穗別皇子の爲めに壬生部を定む。亦皇后の爲めに葛城部を定む。九月諸國悉

に請して曰く、課役並に免れて、既に三年に經ぬ、此に因て以て宮殿朽て壞れて府庫已に空し。今黔首富饒て遺を拾はず、是を以て里に鰥寡なく、家に餘の儲あり。もし此時に當つて税調を貢りて以て宮室を修理るに非ずんば、懼くはそれ罪を天に獲んかと。然も獨忍びて聽し玉はず。十年冬十月甫めて課役を科せて以て宮室を構造る。是に於て百姓領れずして、老を扶け幼を携へて材を運び簣を負ひ日夜と問はずして力を竭して争ひ作る。是を以て未だ幾時も經ずして、宮室悉く成りぬ。故に今に聖帝と稱す。○崇神帝十二年春三月丁丑朔丁亥。詔して曰く、朕初天位を承けて宗廟を保つことを獲たり、明も蔽るところあり、徳も綏んずること能はず。是を以て陰陽謬錯、寒暑序を失ひ、疫病多く起りて、百姓災を蒙る。然るに今罪を解ひ過を改めて敦く神祇を禮ひ亦教を垂れて荒俗を綏くし、兵を擧げて下服を討つ、是を以て官に廢事なく、下に逸る民なし、教化流行



れて、衆庶業を樂ふ、異俗譯を重ねて來き、海外既に歸化ぬ。宜く  
此時に當つて更に人民を校へて、長幼の次第及び課役の先後を知らし  
むべし。秋九月甲戌朔己丑、始めて人民を校へて更に調役を科す、  
これを男の弭調、女の手末調と謂ふなり。是を以て天神地祇共に和享て、風  
雨時に順ひ、百穀用成り、家給人足りて、天下大に平なり。故に稱して  
御肇國天皇と謂ふ。

○六十二年秋七月乙卯朔丙辰、詔して曰く、農は天下の大本なり、民  
恃みて以て生くる所なり。今河内狭山埴田水少し、是を以て其國の百姓農の  
事に怠れり。其多に池溝を開て以て民の業を寛めよ。冬十月依網池を造る。十  
一月荊坂池、反折池を作る。一に云ふ、天皇桑間宮に居て、是の三池を作る。

○仁德帝十一年夏四月戊寅朔甲午、群臣に詔して曰く、今朕此國を視  
れば、郊澤曠遠して、田圃少乏く、且つ河の水横逝て、流末駛らず、聊

か霖雨に逢へば、海潮逆上て、巷里船に乗り、通路また渥あり。故に群臣共に  
視之て、横なる源を決りて海に通じ、逆流を塞ぎて以て田宅を全うせよ。  
冬十月宮の北の郊の原を掘りて、南の水を引いて以て西の海に入る、因て以て  
其の水を號けて掘江と曰ふ。又北河の澇を防がんとして、茨田堤を築く、是時  
兩處の築ありて、乃ち壞れて、塞ぎ難し。時に天皇夢に神あつて誨ふるあり、  
塞ぐを獲て其の堤且つ成りぬ。

○天照太神因て天邑君を定む、即ち其稻種を以て始めて天狹田及び長田に殖  
う。其秋垂穎八握莫莫然、甚だ快し。

○成務帝五年秋九月、諸國に令して、國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置き、  
百姓居に安んじて、天下無事なり。

神 知 章



○天照太神乃ち天石窟に入りまして、磐戸を閉て幽居ぬ、故六合の内常闇にして晝夜の相代るわきも知らず、時に八十萬神天安河邊に會合ひて其禱るべき方を計らふ。故思兼神深く謀り遠く慮りて、遂に常世の長鳴鳥を聚めて互に長鳴せしむ。亦手力雄神を以て磐戸の側に立て、中臣連の遠祖天兒屋命、忌部の遠祖太玉命、天香山の五百箇の眞坂樹を掘にして、上枝には八坂瓊の五百箇の御統を懸け、中枝には八咫鏡を懸け一に云ふ眞經津鏡と云ふ。下枝には青和幣（和幣は此に尼枳底と云ふ）。白和幣を懸て、相與に其の祈禱を致す。又猿女の君の遠祖天鈿女命、則ち手に茅繩の稍を持ち、天石窟戸の前に立して、巧に作伴優す。亦天香山の眞坂樹を以て鬘になし、蘿を以て蘿は此に比刺磯と云ふ。手繩と爲し、手繩は多須積と云ふ。火處燒、覆槽置、覆槽置は、此に于該布西と云ふ。顯神明之憑談。顯神明之憑談、此に歌牟鵝可梨と云ふ。この時天照太神これを聞して曰く、吾比石窟に閉居り、謂へらく當に豊葦原中國は必ず長夜ゆかんと。

云何ぞ天鈿女命此の如く嘘樂するやとのたまひて、乃ち御手を以て磐戸を細開けて窺はす。時に手力雄神則ち天照太神の手を奉承りて、引き出だし奉る。是に中臣神、忌部神、則ち端出之繩を界以して。繩は亦左繩といふ、端出之繩此に斯梨俱梅灘波と云ふ。乃ち請して曰く、復勿還り幸そ。

○皇祖高皇產靈尊、皇孫を立て、葦原中國の主と爲んと欲す、然ども彼地多に螢火光神及び蠅聲邪神あり、復草木咸く能く言語あり、故高皇產靈尊、八十諸神を召集へて、これに問うて曰く、吾葦原中國の邪鬼を撥平けしめんと欲す。當に誰を遣はさば宜けむ、惟くば爾諸神知る所を勿隱そ。僉曰く、天穗日命はこれ神の傑なり、試みざるべけむや。こゝに俯して衆言に順ひ、即ち天穗日命を以て往いて之を平けしむ。然れども此の神大己貴神に倭媚びて、三年に比及、尙ほ報聞さず。故高皇產靈尊更に諸神を會て、當に遣はすべきものを問ふ。僉曰く、天國玉の子天稚彦は、これ壯士なり、



宜くこれを試むべしと。是に高皇產靈尊、天稚彦に天鹿兒弓及び天羽羽矢を賜ひてこれを遣す、此神亦忠誠ならず。是の後高皇產靈尊更に諸神を會て、當に葦原中國に遣すべき者を選びたまふ。僉曰く、磐裂磐裂此を以て發發與と云ふ。根裂神の子磐筒男、磐筒女の所生る子、經津主神、經津此を賦都と云ふ。これ將佳んと。時に天石窟に所住神、稜威雄走神の子、甕速日神、甕速日神の子、熯連日神、熯速日神の子、武甕槌神あり、此神進みて曰く、豈た經津主神のみ獨り丈夫に爲て、吾大夫に非らんやと。其の辭氣慷慨。故即ち經津主神に配て葦原中國を平けしむ。二神こゝに出雲國五十田狹の小汀に降到す。こゝに二神諸の不順鬼神等を誅ひて、果に以て復命す。

○天照太神乃ち天津彦彦火瓊杵尊に八坂瓊曲玉及び八咫鏡、草薙劍三種の寶物を賜ふ。又中臣の上祖天兒屋命、忌部の上祖太玉命、猿女の上祖天鈿女命、鏡作の上祖石凝姥命、玉作の上祖玉屋命、凡て五部神を

以て、配へて侍らしむ。

一書に曰はく、天照太神、手に寶鏡を持ち、天忍穗耳尊に授けて祝て曰く、吾子この寶鏡を視ること當に吾を視るが如くすべし、與に床を同くし殿を共にし、以て齋鏡となせよと。復天兒屋命、太玉命に勅す、惟くば爾二神も亦同じく殿内に侍ひて、善く防護ことを爲と。

一書に曰く、高皇產靈尊、眞床覆衾を以て天津彦彦國光彦火瓊杵尊に裹まつり、則ち天磐戸を引開けて、天八重雲を排分け、以て奉降ります。時に大伴連の遠祖天忍日命、來目部の遠祖天穗津大來目を帥ゐて、背に天磐靱を負ひ、臂に稜威高鞞を著き、手に天梶弓、天羽羽矢を捉り、及び八目の鳴鏑を副持へ、又頭槌劍を帶、天孫の前に立ちて、遊行降來、日向襲の高千穗の穗日の二上峰天浮橋に到る。

一書に曰はく、天孫天降り給ふ時、天兒屋根命、津速產靈神の孫中臣氏の祖也。天



太玉命 高皇產靈神の子、齋部氏の祖也。天照太神の勅を奉じて、左右の扶翼と爲る、今世左右の相の如き歟 親房記

○神武帝甲寅年東征ふ。菟狹津媛を以て侍臣天種子命に賜妻ふ。

天種子命はこれ中臣氏の遠祖なり。戊午東夏六月大伴氏の遠祖日臣命

大來目の督將の元 戎を帥ゐて、山を踏み行を啓き、乃ち鳥の所向の尋、

仰ぎ視て追ふ。時に勅して日臣命を譽て曰く、汝 忠して且つ勇り、加能く

導の功あり、是を以て汝が名を改めて道臣とせよ。

○辛酉年春正月、天皇 即位。道臣命大來目部を帥ゐ 密 策を奉

承り、能く諷歌す。二年春二月甲辰朔乙巳、天皇功を定め賞を行ひたま

ふ。道臣命に宅地を賜ひて、以て寵異たまふ。

○崇神帝十年秋九月丙戌朔甲午 大彥命を以て北陸に遣し、武渟川

別を東海に遣し、吉備津彦を西道に遣し、丹波道主命を丹波に遣す。因て以

て詔して曰く、若し教を受けざる者あらば、乃ち兵を擧げて之を伐て。既

にして共に印綬を授ひて將軍と爲す。

○景行帝五十一年春正月壬午朔 戊子。群 卿を招して 宴 數 日。

時に皇子稚足彦尊、武内宿禰、宴 庭に參赴す、天皇これを召して其故を

問ひ玉ふ。因て以て奏して曰く、其宴樂の日に群 卿 百 寮必ず情を戯

遊に在て、國家に存ず、若し狂生あつて墻閣の隙を伺はんか、故門下に侍ひ

て非常に備ふと。時に天皇これに謂つて曰く、灼然なり。灼然此に以耶知擧と云

ふ。則ち異寵み玉ふ。秋八月己酉朔 壬子 稚足彦尊を立て、皇太子と

爲す。是日武内宿禰に命て棟梁 臣となし玉ふ。

○成務帝四年春二月丙寅朔。詔して曰く、今より以後國郡に長を立て

縣邑に首を置き、即ち當國の幹了者を取りて、其の其郡の首長に任せ、これ

を中區の藩屏と爲せ。



先人曰はく。國司はこれ一方の重寄に當り、百姓の寒苦を察す、庸才の企望すべき所にあらず。故に昔時固く格制を設け、以て治否を勘へ、合格の者は賞を蒙り、違格の者は黜けらる、これ良吏を擇ぶ所以なり。又曰く、七箇國の受領を歴、合格の吏は公文を勘へ畢つて、參議に拜するなり。白河院の仰に、但其の才に依るべしと。

○應神帝九年夏四月、武内宿禰を筑紫に遣はして、以て百姓を監察しむ。時に武内宿禰の弟甘美内宿禰、兄を廢せんと欲して、即ち天皇に讒言さく、武内宿禰常に天下を望ふの情あり、今聞く、筑紫に在つて密にこれを謀つて曰く、獨り筑紫を裂きて三韓を招して、己に朝はしめて、遂に天下を有たんとす。是に於て、天皇則ち使を遣して以て武内宿禰を殺さしむ。時に武内宿禰歎きて曰く、吾貳心なし、忠を以て君に事ふ、今何の禍ども、罪なくして死するやと。是に壹伎直祖眞根子と云ふものあり、其の人と爲り、能く武内宿禰

の形に似れり。獨り武内宿禰の罪なくして空しく死ぬるを惜み、便ち武内宿禰に語つて曰く、今大臣忠を以て君に事ふ、既に黒心なきことは天下共に知れり、願はくは密かに避けて朝に參赴して、親しく罪なきを辨めて、後死ぬとも晩からじ、且つ時の人毎に云ふ、僕形大臣に似れり、故今我大臣に代つて死にて以て大臣の丹心を明にせんといひて、則ち劔に伏りて自から死ぬ、時に武内宿禰獨り大に悲み、竊に筑紫を避けて浮海して以て南海より廻りて、紀水門に泊る、僅に朝に速を得て、乃ち罪なきを辨む。天皇則ち武内宿禰と甘美内宿禰とを推問玉ふ、是に二人各堅く執へてこれを争ふ、是非決め難し。天皇勅して神祇に請して探湯せしむ。是を以て武内宿禰と甘美内宿禰と共に磯城川濱に出て、探湯を爲す。武内宿禰これに勝つ、便ち横刀を執りて甘美内宿禰を毆仆して遂に殺さんと欲す。天皇勅して釋さしむ、仍て紀伊直の祖に賜ふ。



聖 政 章

○神武帝己未年春三月辛酉朔丁卯。令を下して曰く、今運此屯蒙に属ひ、民心朴素なり、巢に棲み、穴に住みて、習俗惟常となれり、夫れ大人の制を立つる、義必ず時に隨ふ、苟くも民に利あらば、何ぞ聖造に妨は

ん。  
○四年春二月壬戌朔甲申。詔して曰く、我皇祖の靈天より降鑒て、朕が躬を光助け玉へり、今諸虜已に平ぎ、海内無事なり、以て天神を郊祀て用て大孝を申べたまふべき者なりと。乃ち靈時を鳥見山の中に立て、其地を號けて上小野榛原、下小榛原と曰ふ。用て皇祖天神を祭りたまふ。  
先人曰く、神武天皇都を大和國橿原に定め玉ふ。時に三種の神寶を以て大殿に安置し、床を同うして坐し給ふ、蓋し往古の神勅の如し。此に由つて

皇居神宮差別なし。宮中に庫藏を立て、此を齋藏と云ふ、宮物神物分つことなし。此の時天兒屋命の孫天種子命、専ら祭祀の事を主る、これ乃ち朝政を執るの儀なり。

○崇神帝十年秋七月丙戌朔己酉、群卿に詔して曰く。民を導くの本は教化にあり。今既に神祇を禮ひて、灾害皆耗ぬ、然れども遠き荒人等、猶ほ正朔を受けず、これ未だ王化に習はざればか。其れ群卿を選ばて四方に遣し、朕が憲を知らしめよ。

○垂仁帝二十八年、詔して曰く、夫れ生に愛し所を以て亡者に殉はしむ、これ甚だ傷なり。其の古の風と雖も、非良は何ぞ従はん。今より以後議つて殉ことを止めよ。

○景行帝十二年秋八月乙未朔己酉、筑紫に幸し玉ふ。

○仁德帝十一年武藏人強頸、河内人茨田連衫子、二人をして河神を禱る。



○履中帝四年秋八月辛卯朔戊戌。始めて諸國に國史を置き、言事を記して四方の志を達せり。

○清寧帝三年秋九月壬子朔癸丑。臣連を遣して風俗を巡省しめたまふ。冬十月壬午朔乙酉詔りす。犬馬器翫獻上ることを得じと。

○繼體帝元年詔して曰く、朕聞く、士當年にして耕さざるものあるときは、天下其の飢を受くることあり。女當年にして績まざることあるときは天下其の寒を受くることあり。故帝王躬ら耕りて農業を勸め、后妃親ら蠶ひて桑の序を勉めたまふ。況して厥の百寮より萬族に暨るまで農績を廢棄て、而して殷富に至るものか。有司普く天下に告げて、朕が懷を識らしめよ。

禮 儀 章

○天先づ成りて地後に定まる。然して後神聖其の中に生ず。

○伊弉諾尊、伊弉册尊、碓廬島を以て國中の柱と爲し、陽神は左より旋り陰神は右より旋り國柱を分巡りて、同じく一面に會ひき。時に陰神先づ唱ふ。陽神悦びずして曰く、吾はこれ男子なり、現當に先唱ふべし、如何ぞ婦人の反りて言先つや、事既に不祥、宜く以て改め旋るべしと。ここに二神却つて更に相遇ひたまひぬ。この行は陽神先唱へて、陰神對ふ。廼ち大日本豊秋津洲を生み玉ふ。

○素戔嗚尊の爲行甚だ無狀。天照大神發愠して、乃ち天石窟に入りまして、磐戸を閉して幽居しぬ。故六合の内常闇にして晝夜の相代も知らず。

○允恭帝四年秋九月辛巳朔己丑。詔して曰く。上古の治、人民所を得て、姓名錯はず。今朕踐祚して茲に四年なり。上下相争ひて、百姓安からず、或は誤つて己が姓を失ひ、或は故に高氏を認む、其の治に至ら



ざることは、蓋しこれに由りてなり。朕不賢と雖も、豈其錯を正さざらんや。群臣議定めてこれを奏せよと。群臣皆言す、陛下失を擧げ枉るを正して、氏姓を定むるは、臣等冒死と奏に可ぬ。戊申詔して曰く、群卿百寮及び諸國造等、皆各言さく、或日帝皇の裔、或は異て天降れりと、然るに三才顯分以來多に萬歳を歴たり、こゝを以て一氏蕃息て更に萬姓になりて、其實を知り難し。故に諸氏姓人等、沐浴齋戒、各盟神探湯を爲よと。則ち味檀丘の辭禍戸岬に於て、探湯瓮を坐えて、諸人を引いて赴かしめて曰く、實を得れば則ち全からん、僞れるものは必ず害れなんと。盟神探湯此を區訶陀智と云ふ、或は盥を釜に納れて煮沸し手を擡て湯の盥を探る、或は斧を火の色に燒きて掌に置く。是に諸人各木綿手紐を著けて、釜に赴いて探湯す。則ち實を得るもの自ら全く、實を得ざるもの皆傷れぬ。是を以ての故に詐るもの愕然豫退て進むことなし。是より後氏姓自ら定まりて、更に詐る人なし。

○推古帝十二年夏四月丙寅朔戊辰、皇太子親ら肇めて憲法十七條を作る。其四に曰く、群卿百寮禮を以て本と爲す、其民を治むるの本は要ず禮にあり、上禮なきときは、下齊らず、下禮なきは以て必ず罪あり。是を以て君臣禮あるときは位次亂れず、百姓禮あるときは國家自ら治る。○神武帝辛酉年春正月庚辰朔、天皇檀宮に帝位即す。是歳を天皇の元年と爲す。○神武帝庚申年秋八月癸丑朔戊辰。天皇正妃を立てんとす。改めて廣く華胄を求め玉ふ。九月壬午朔己巳媛蹈韜五十媛命を納て以て正妃と爲し玉ふ、辛酉春正月庚辰朔天皇即位す、正妃を尊んで皇后と爲し玉ふ。○繼體帝元年三月庚申朔、詔して曰く、神祇に主乏しかるべらず、宇宙には君なかるべからず。天より黎庶を生し、樹つるに元首を以てし、助



養を司らしめ、性命を全からしむ。大連朕息なきことを憂へ、誠款を披き、以て國家に世世忠を盡す、豈唯朕日のみならんや。宜く禮儀を備へて白香皇女を迎へ奉れと。皇后と爲し玉ひて、内に脩教せしむ。  
○神武帝四十有二年春正月壬子朔甲寅。皇子神淳名川耳尊を立て、皇太子と爲し玉ふ。

○崇神帝四十八年春正月己卯朔戊子、天皇、豊城命、活目尊に勅して曰く、汝等二子戀愛共に齊し、曷を嗣となすことを知らず、各宜く

夢べし、朕夢を以てこれを占へむと。二皇子こゝに命をうけたまはり、淨沐して祈て寐たり。各夢を得たまひつ。會明に兄豊城命夢の辭を以て天皇に奏

して曰く、自ら御諸山に登りて、東に向きて八廻弄槍し八廻擊刀すと。弟活

目尊夢辭を以て奏して言く、自ら御諸山の嶺に登り繩を四方に緝へて粟を食

む雀を逐ると。則ち天皇相夢して二子に謂て曰く、兄は則ち一片に東に向き

て當に東の國を治すべし。弟はこれ悉く四方に臨んで宜く朕が位に繼げと。夏

四月、戊申朔丙寅、活目尊を立て、皇太子と爲し玉ふ。豊城命を以て

東國を治しめ玉ふ。これ上毛野君下毛野君の始祖なり。

○應神帝十五年秋八月壬戌朔丁卯。百濟王阿直岐を遣はして良馬二匹を

貢る。阿直岐能く經典を讀めり。即ち太子菟道稚郎子これを師とし玉ふ。

是に於て天皇阿直岐に問うて曰く、如し汝に勝る博士亦ありやと、對て曰

く、王仁といふ者あり、これ秀たりと。時に上毛野君祖荒田別、巫別を百濟

に遣し、仍て王仁を徵さしむ、十六年春二月、王仁來けり。則ち太子菟道稚

郎子これを師とし、諸の典籍を王仁に習ひ、通達らざることをなし。  
○雄略帝二十三年秋八月庚午朔丙子、天皇疾彌甚し。百寮と辭

訣玉ひて、手を握りて獻欬玉ふ。大殿に崩す。大伴室屋大連と東漢掬

直に遺詔して曰く、方今區宇一家、烟火萬里、百姓艾安くて、



四夷賓服、此又天意區夏を寧にせんと欲せり。所以に心を小め、己れを勵まして、日一日を慎むことは、蓋し百姓のための故なり。臣連伴造毎日朝参りす、國司郡司時に隨て朝集れり、何ぞ心府を罄竭して誠勅懇懃ならざらんや。義は乃ち君臣なれども、情は父子を兼ぬ。庶は臣連の智力、内外歡心に藉りて、普天の下をして永く保ち安に樂ましめんと欲ふ。謂はず、遺疾彌留て大漸に至ることを。此れ乃ち人生の常分何ぞ言及に足らん。但朝野衣冠未だ鮮麗ことを得ず、教化政刑猶ほ未だ善を盡さず、言を興て此を念ふに、唯以て恨を留む。今年若干に踰ぬ。復天と稱べからず。筋力精神一時に勞竭ぬ、此の如の事本より爲にするに非ず、止百姓を安養せんと欲ひて、此を致す所以なり。生の子孫誰か念ふ心を屬ざらん。既に天下の爲には事須らく情を割すべし。今星川王心に悖惡を懷いて、行支干に闕けり。古人言あり、臣を知るは君に若くはなし、子を知るは父に

若くはなし。縱使星川志を得て、共に國家を治むるも、必ず當に戮辱臣連に遍く酷毒民庶に流さなむ。夫れ惡き子孫は己に百姓の爲に憚からる、好き子孫は堪まで大業を負荷に足れり。此朕が家事と雖も、理隱すべからず。大連等民部廣大にして國に充盈り。皇太子、地、上嗣に居り、仁孝著はれ聞えたり、其行業を以ふに、朕が志を成すに堪たり。此を以に共に天下を治めば、朕瞑目とも何ぞ復恨む所と。

○神武帝七十有六年春三月甲午朔甲辰、天皇檀原宮に崩ぬ、時に皇太子孝性純深して、悲慕己むことなし、特に心を哀葬の事に留め玉へり、其庶兄手研耳命行年已長て、久しく朝機を歷玉へり、故に亦事を委ねて親しむ。然るに其王立操厝懷て、本より仁義に乖けり、遂に諒闇の際を以て、威福自由なり。禍心を苞藏して、一二弟を害はんことを圖る。



○神武帝二年春二月甲辰朔乙巳、天皇功を定め賞を行ひたまふ。道臣命に宅地を賜ひて、築坂邑に居らしめ、以てこれを寵異みたまふ。亦大來目をして畝傍山の以西の川邊の地に居らしむ、今來目の邑と號く、これ其縁なり。珍彦を以て倭國造と有す珍彦此を干祭毗故と云ふ。又弟猾に猛田邑を給ふ、因て猛田縣主と爲す、これ菟田主水部が遠祖なり。弟磯城、名は黒連を磯城縣主と爲す。復劔根者を以て葛城國造と爲し玉ふ。

一書に曰く、此時天兒屋根命の孫天種子命、専ら祭祀の事を主る、これ乃ち朝故を執るの儀なり。

○崇神帝十年秋九月四道將軍を命ず。

○景行帝五十一年秋八月己酉朔壬子武内宿禰に命て棟梁臣と爲し玉ふ。

○成務帝五年秋九月、諸國に令して、以て國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置

く。

○推古帝十一年冬十二月、戊辰朔壬申、始めて冠位十二階を行ふ。孝德帝大化五年春正月、始めて八省百官を置く。

○神武帝辛酉年春正月庚辰朔天皇權原宮に帝位即す。是歲を天皇元年と爲す。故古語にこれを稱して曰く、畝傍の權原に底磐根に宮柱

太立て、高天之原に樽風峻峙て、始馭天下之天皇と。號を神日本磐余彦火火出見天皇と曰す。初め天皇天基を草創たまふの日、大伴氏の遠祖道臣命、大來目部を帥ゐて、密策を奉承て、能く諷歌倒語を以て妖氣を掃蕩

へり。倒語の用ひられたること始めて茲より起る。

○素戔鳴尊天に昇ります時、溟渤これを以て鼓盪ひ、山岳これが爲に鳴り响えき、此則ち神性雄健が之をして然らしむるなり。天照太神素より其神暴

悪を知して徑に詰り問玉ひき。素戔鳴尊對て曰く、吾元より黒き心な



しと。時に天照太神復た問うて曰く、若し然らば將に何を以て爾が赤き心を明さんと。對て曰く、請ふ姉と共に誓はむ、夫れ誓約之中、誓約之中此に宇氣譬能美難簡と云ふ。に必ず當に子を生むべし。如し吾が生らん所これ女者ならば則ち濁心有と可以爲。若し是れ男者ならば則ち清心有と可以爲。

○推古帝十五年秋七月、戊申朔庚戌、大禮小野臣妹子を大唐に遣し、鞍作福利を以て通事と爲す。十六年夏四月、小野臣妹子大唐より至る。唐國妹子臣を號けて蘇因高と曰ふ。即ち大唐の使人裴世清下客十二人、妹子臣に従つて筑紫に至る。難波吉師雄成を遣して、大唐客裴世清等を召して唐客の爲に更に新館を難波の高麗館の上に造る。六月壬寅朔丙辰、客等難波津に泊まれり、是日飭船三十艘を以て客等を江口に迎へて新館に安置しむ。是に於て中臣宮地連鳥麻呂、大河内直糖手、船史壬平を以て掌客と爲す。爰に妹子臣これを奏して曰く、臣參還時、唐の帝、書を以て

臣に授く、然るに百濟國を經過するの日、百濟國の人探りて以て掠取ぬ、こゝを以て上るを得ずと。是に於て群臣これを議して曰く、夫れ使たる人は死すと雖もこれ旨を失はず、この使たる何ぞ忘つて大國の書を失ふや、則ち流刑に坐すと。時に天皇勅して曰く、妹子書を失ふ罪ありと雖も輒く罪すべからず。其の大國の客等これを聞くこと亦た不良と。乃ちこれを赦して坐せず。秋八月辛丑朔癸卯、唐客京に入る。是日飭騎七十五疋を遣して唐の客を海石榴市の衢に迎ふ。額田部連比羅夫以て禮辭を告す。壬子唐の客を朝廷に召して使の旨を奏さしむ。時に阿倍鳥臣、物部依網連抱二人を客の導者となす。是に於て大唐の國信物を庭中に置く、時に使主裴世清親ら書を持て、兩度再拜て、使の旨を言上して而して立つ。其書に曰く、皇帝倭皇を問ふ、使人の長吏大禮蘇因高等至りて懷を具す朕欽みて寶命を承けて區宇を臨仰す、徳化を弘めて、含靈を覃被らしめんと思ふ。愛



育の情、遐邇に隔てなし。皇海表に介居て民庶を撫寧し、境内安樂にして、風俗融和と云ふ事を知る。深氣至誠にして、遠く朝貢を脩す。丹款の美、朕嘉んずることあり。稍暄比常の如し、故に鴻臚寺の掌客裴世清等を遣して、往意を指し宜ふ。并て物を送ること別の如しと。時に阿陪臣出進で以て其書を受けて進み行く、大伴嚙連迎へ出で、書を承けて、大門の前の机の上に置き、而して奏す。事畢つて退く。其時皇子諸王諸臣悉に金髻華を以て頭に著せり。亦衣服は皆錦紫繡織及五色の綾羅を用ふ。一に云ふ服の色皆冠色を用ふ。丙辰唐客等を朝に饗す。九月辛未朔乙亥客等を難波の大郡に饗す。辛巳唐の客裴世清罷歸る、則ち小野妹子臣を以て大使と爲し、吉士雄成を小使と爲し、福利を通事と爲して、唐客に副へて遣す。爰に天皇唐帝を聘玉ふ、其辭に曰く、東天皇敬て西皇帝に白す、使人鴻臚寺の掌客裴世清等至て、久しき憶方に解

ぬ。季秋薄冷、尊何如、想ふに清愈ならん、此も即ち常の如し、今大禮蘇因高、大禮乎那利等を遣して往てしむ、謹白不具。一書に曰く、群臣議して曰く、妹子憊怠蕃國の表を失ふ、罪流刑すべしと狀を具して聞奏す。天皇聖德太子に問ひ玉ふ。太子奏して曰く、妹子の罪寔に寛すべからず、然れども好を修め隣を善せるは妹子の功なり。加ふるに隋國の使と共に來るを以て、思ひ復し玉ふこと如何と。天皇大いに悦びて罪を免すと。又曰く、隋帝の書に曰く、皇帝倭皇に問ふ、云云。天皇太子に問うて曰く、此書如何と。太子奏して曰く、天子諸使王に賜ふの書式なり、然るに皇帝の字は天下一のみ、而して皇の字を用ふる彼に其禮ありと。天皇太子以下を召して、答書の辭を議す。太子筆を握りて書して曰く、東天皇敬て西皇帝に問ふ、云云。帝謹白不具。

通鑑綱目集覽に曰く、隋煬帝大業四季戊辰三月倭國入貢す、倭王書を遣はし曰く日出處の天子書



を日没處の天子に致す恙なきや。

○應神帝二十八年秋九月、高麗王使を遣して朝貢す。因て以て表を上れり。其表に曰く高麗王日本國に教ふと。時に太子菟道稚郎子其表を讀んで怒りて、高麗の使を責むるに表狀禮なきを以てし、則ち其表を破りすつ。

○履中帝四年秋八月辛卯朔、戊戌、始めて諸國に於て國史を置き言事を記して、四方の志を達せり。

○推古帝十二年夏四月丙寅朔、戊辰、皇太子親ら肇めて憲法十七條を作り玉ふ。

○十六年唐帝に聘ふ、其辭に曰く、東天皇敬みて西皇帝に白す。詳に善隣の禮を論ずるの條に見ゆ。

○二十八年皇太子島大臣共に議て、天皇記及び國記、臣連、伴造、國造百八十部、並に公民等の本記を録す。蘇我稻目宿禰の子馬子、飛鳥河の傍に家あり、乃

ち庭の中に小池を開り、仍て小島を池の中に興せり。故時の人島大臣と曰ふ。

○素戔鳴尊の爲行甚だ無狀、天照太神是に由て發愠して、乃ち天の石窟に入りまして、磐戸を閉して幽居しぬ。故れ六合の内常闇にして、晝夜の相代も

知らず。時に八十萬神天の安河邊に會合ひて、其禱るべき方を計らふ。故れ思兼神深く謀り遠く慮りて、遂に常世の長鳴鳥を聚めて互に長鳴せしむ。亦

手力雄神を以て磐戸の側に立て、中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命は天香山の五百箇眞坂樹を掘して、上枝には八坂瓊の五百箇御統を懸け

中枝には八咫鏡を懸け、一に眞經津鏡と云、下枝には青和幣和幣、此を尼積底と云、白和幣を懸て、相與に致其祈禱す。又猿女君遠祖天鈿女命則ち手に茅纏の稍を持

ち、天石窟戸前に立て、巧に作伴優す亦天香山の眞坂樹を以て鬘と爲し、蘿を以て蘿、此を比刺磯と云、手繩となし、手繩、此を多須根と云而して火處燒覆槽置

覆槽置此を于該と云、顯神明之憑談。顯神明之憑談此を歌牟鵝可梨と云、是時天照太神



聞して曰く、吾比石窟に閉居り、謂ふに當に豊葦原中國は必ず長夜と。  
云何ぞ天鈿女命此の如く噓樂するやとのたまひて、乃ち御手を以て磐戸を細  
に開けて窺す、時に手力雄神は天照太神の手を奉承て、引き出し奉る。是に  
於て中臣神、忌部神則ち端出之繩亦左繩と云、端出之繩、斯梨俱梅儼波と云を界以し、  
乃ち請して曰く、勿復還幸そと。然して後に諸神罪過を素戔嗚尊に歸せ、科  
するに千座の置戸を以てし、遂に促徴る。

一書に曰はく、其物既に備りて、天香山の五百箇眞坂木を掘古語佐禰居自能  
禰居自して、上枝には玉を懸け、中枝には鏡を懸け、下枝には青和幣日和  
幣を懸け、太玉命をして捧持ちて稱讚さしむ。亦天兒屋命をして相副  
祈禱さしむ。又天鈿女命をして眞辟葛を以て鬘となし、次に蘿葛を手  
纏となし、蘿葛は比可氣竹葉飲憩木葉を以て手草と爲し、今の多久佐手に鐙を著  
たる矛を持ちて、石窟戸の前に於て覆誓槽古語の宇氣布禰は約誓の意庭燎を舉

げ、巧に作伴優し、相與に歌ひ舞はしむ。是に於て天照太神中心に獨  
り謂らく、比吾幽居れり、天の下悉く闇からん、群神何に由て如此歌  
樂するやとの玉ひて、聊か戸を開けて窺之云云。此時に當りて上天初て晴  
る。衆俱に相見る面皆明白し、手を伸べて歌舞し、相與に稱へて曰く、阿  
波禮言は天晴なり阿那於茂志呂、古語、事の甚切なる、皆阿那と稱す、言ふ心は衆の面  
明白なり。阿那多能志、言は手を伸べて舞ふ、今樂事を指して之を多能志と謂ふ此意なり。  
阿那佐夜憩竹葉の聲なり、飲憩木の名なり、其葉を振ふの詞なり。爾乃ち二神俱  
に請うて曰はく、勿復還幸を。

○素戔嗚尊遂に出雲の清地に到り清地、此を素鵝と云乃ち、言して曰く、吾心  
清清し。これ今此地を呼で清と曰ふ、彼處に於て宮を建つ、時に素戔嗚尊歌うて曰く、  
夜句茂多菟、伊都毛夜霸餓岐、菟磨語味爾、夜霸餓枳菟俱蘆、贈迺夜霸餓岐廻。  
○神武帝東を征玉ふ、菟田の血原に於て、酒宴を以て軍卒に班賜ふ、乃ち御



謠して曰く、謠は此に宇多預瀾と云ふ。宇能多伽機珥、辭藝和奈破蘆、和餓末菟夜、辭藝破佐夜羅孺、伊殊區波辭、區旄羅佐夜離、固奈瀾餓、那居被佐麼、多智會麼能、末迺那雞句鳩、居氣辭被惠禰、宇破奈利餓、那居波佐麼、伊智佐介幾未迺、於明雞句鳩、居氣懷被惠禰。是を來目歌と謂ふ。今樂府此歌を奏ふときは、猶ほ手量の大、小及び音聲巨細あり、これ古の遺式なり。

賞 罰 章

○二神 共に日神を生む、此子光華明彩、六合の内に照徹る、故二神

善て曰く、吾息多なりと雖も、未だ若此く靈異、兒はあらず、久しく此國に留るべからず、自ら當に早く天に送りまつりて、授くるに天上の事を以てすべし。故天柱を以て天上に擧げたまひき。次に月神を生ます、其光彩日に亞げり、以て日に配べて治すべし。故またこれを天に送りまつる。次に姪

兒を生む、己に三歳になるまで、脚猶立たず、故これを天磐椽樟船に載て、順風に放棄つ。次に素戔嗚尊を生ます。此神勇悍して以て安忍なるとあり、且常に哭泣を以て行と爲す。故國內人民をして多以て天折しむ。復青山を變枯になす。故其父母二神素戔嗚尊に勅し玉はく汝甚無道、以て宇宙に君臨たるべからず、固に當に遠く根國に適との玉ひて、遂に逐ひたまひき。

○天神、經津主神、武甕神を遣して、葦原中國を平定しむ。こゝに大己貴神、岐神を二神に薦む。故經津主神岐神を以て郷導と爲し、周流削平く、逆命者あれば即ちころす、歸順者をば仍ち加ほむ。

○大物主神及び事代主神乃ち八十萬神を天高市に合めて、帥ゐて以て天に昇り、其誠款の至を陳す。時に高皇產靈尊、大物主神に勅すらく、汝若し國神を以て妻とせば、吾猶ほ汝を疏き心ありと謂はむ。故今吾女三穗津姬を以て汝



に配せて妻とせん。宜く八十萬神を領ゐて永に皇孫の爲めに奉護れと。乃ち還り降らしむ。

○神武帝即位二年春二月甲辰朔乙巳、天皇功を定め賞を行ひ玉ふ。道臣命に宅地を賜ひて築坂の邑に居らしむ、以て寵異みたまふ。亦大來目をして畝傍山以西川邊の地に居らしむ。今來目邑と號くるはこれ其縁なり。珍彦、珍彦此に于磐毗故と云。以て倭國造と爲し、又弟猾に猛田邑を給ふ、因て猛田縣主と爲す。これ菟田の主水部が遠祖なり。弟磯城名黒速を磯城の縣主と爲す。復劍根者を以て葛城國造と爲す。又頭八咫鳥も亦賞例に入る、其苗裔は即ち葛野主殿縣主部これなり。  
○天神葦原中國の邪鬼を撥平けしめんと欲して、天國玉の子天稚彦に天鹿兒弓及び天羽羽矢を賜ひ、以てこれを遣り玉ふ。  
○皇孫天鈿女命に勅すらく、汝宜しく所顯神の名を以て姓氏と爲すべし。

因て猿女君の號を賜ふ。故猿女君等男女皆呼んで君となす、これ其の縁なり。  
○神武帝辛酉年春正月庚辰朔天皇檀原宮に帝位即めす。是歲を天皇の元年と爲す。故古語にこれを稱して曰はく、畝傍の檀原に於て、底磐根に宮柱太しき立て、高天原に峻峙樽風て、始馭天下天皇と曰ふ。號を神日本磐余彦火火出見天皇と曰す。  
○諸の神たち罪過を素戔嗚尊に歸せ、科するに千座置戸を以てし、遂に促徵る。髮を抜かしむるに至つて、以て其罪を贖ふ。亦曰く、其手足の爪を抜きてこれを贖ふと。已にして竟に遂降ひき。

武 德 章

○伊弉諾尊・伊弉册尊、天浮橋の上に立たして、共に計らひて曰く、底下豈國なからんやと。廼ち天瓊矛を以て指下して探し、かば、是に滄溟を獲き。



其矛の鋒より滴瀝潮凝りて一の島と成れり、名けて礮馭盧島と曰ふ。

一書に曰はく、天神伊弉諾尊、伊弉册尊に謂つて曰はく、豊葦原千五百秋

瑞穂の地あり、宜しく汝往きて循すべしと、廻ち天瓊戈を賜ふ。是に一一

神天上浮橋に立ちて戈を投して地を求む、因て滄海を畫さなして引き舉

ぐるに即ち戈の鋒より垂れ落つる潮結りて島となる。名けて礮馭盧島と曰

ふ。

一書に曰はく、豊葦原千五百秋の瑞穂國は大八洲未だ生さる以前已に其名

あり、名字ありと雖も、形相なし、強いて其形を寫して、天瓊矛と爲すも

のなり。大八洲國は、即ち瓊矛の成れる所なり。

○素戔嗚尊天に昇ります時、溟渤以て鼓盪ひ、山岳爲に鳴响き、これ則ち神

性雄健が然らしむるなり。天照太神素より、其神の暴惡を知しめして、

來詣狀を聞すに至りて、乃ち勃然驚きたまひて曰く、吾弟の來ること、

豈善意を以てせんや、謂ふに當に國を奪むとするの志ありてか、夫れ父母の

既に諸子に任せたまひて、各其境を有たしむ、如何ぞ就くべき國を棄置

きて、敢て、此處を窺窺ふやとのたまひて、乃ち髮を結げて髻に爲し、裳を

縛ひて袴となし、便ち八坂瓊の五百箇御統を以て、御統は此に美須磨屢と云ふ。其

髻鬘及び腕に纏ひ、又背に千箭の靱と、千箭は此に知能梨と云ふ。五百箇の靱と

を負ひ臂には稜威の高鞞を著き、稜威此に伊都と云、弓彌を振起て劍柄を急握り、

堅庭を踏んで股に陷し、沫雪の若く以て蹴散し、蹴散は此に俱機籤羅羅箇須と云ふ。

稜威の雄詔を奮はし、雄詔は此に烏多稽眉と云ふ、稜威の噴讓を發して、噴讓は此に礮馭

と云ふ。徑詰問ひ玉ひき。

一書に曰はく、日神本より素戔嗚尊武健して物を陵ぐの意あるを知めせ

り、其上に至るに及んで、便ち謂さく、弟の來ませる所以は、これ善き意

にあらじ、必ず當に我が天原を奪ふならんと。乃ち丈夫の武き備へを設



け、躬に十握劔九握劔を帶き、又背の上に鞆を負ひ、又臂に稜威高  
鞆を著き、手に弓箭を握り、親ら迎へて防禦ぎ玉ふ。

一書に曰はく、天照太神、弟惡心ありと疑ひ、兵を起して詰り問ひ玉ひ  
き。

一書に曰はく、日神曰く、吾弟上り來ます所以は、復好き意にあらず、必  
ず我國を奪はんと欲する者ならんか、吾婦女なりと雖も何ぞ避くべきやと  
乃ち躬に武き備へを裝ひ玉ふ、云云。

○高皇產靈尊眞床覆衾を以て天津彦國光彦火瓊瓊杵尊に裹まつり、則ち天磐  
戸を引開き、天八重雲を排分けて以て奉降しまつりき。時に大伴連遠祖天  
忍日命、來目部遠祖天穗津大來目を帥めて、背には天磐鞆を負ひ、臂には稜  
威高鞆を著き、手には天梶弓、天羽羽矢を捉り、及び八目鳴鏑を副持へ、又頭  
槌劔を帶きて、天孫の前に立て、遊行降來たまふ。

○神武帝甲寅冬十月丁巳朔、辛酉、天皇親ら諸皇子舟師を帥  
ゐて、東征玉ふ。戊午年春二月丁酉朔丁未、皇師遂に東し、舳艫  
相接り、方に難波の碕に到る。夏四月丙申朔甲辰、皇師兵を勒へて  
歩より龍田に趣く、其路狹險して、人並行くを得ず、乃ち還て更に東瞻駒山  
を踰えて、中洲に入らんと欲す。時に長髓彦聞て曰く、夫れ天神子等來  
ます所以は、必ず將に我國を奪はんとすと。則ち盡に屬兵を起して、孔  
舍衛坂に徹りて、これと會戦ふ。

○高皇產靈尊更に諸の神たちを會へて、葦原中國に遣すべきものを選び玉  
ふ。兪曰く、磐裂根裂神の子磐筒男、磐筒女の生る子、經津主神これ將佳と。  
時に天石窟に住む神、稜威雄走神の子甕速日神、甕速日神の子燐速日神、燐速  
日神の子武甕槌神、此神進て曰く、豈唯經津主神のみ獨り丈夫にして、吾は丈  
夫にあらざらんやと、其辭氣慷慨し。故以て即ち經津主神に配へて葦原中國



を平けしむ。云云。故大己貴神乃ち國を平し時に所杖し廣矛を以て一一神に授けて曰さく、吾この矛を以て卒に功を治ることあり、天孫若しこの矛を用ひて國を治め玉はゞ、必ず平安まさん。

○神武帝東征たまふ、大伴氏の遠祖日臣命、大來目の督將の元戎を帥ゐて、山を踏み啓行く。

先人曰はく、神武天皇東征の日、物部氏の祖道臣命軍帥たり。

物部氏は恐らく誤れるか。大伴氏なり。道臣命は乃ち日臣命の名なり。

○高皇產靈尊天稚彦に天鹿兒弓及び天羽羽矢を賜ひて以て遣す。

○神武帝即位二年春二月甲辰朔乙巳、天皇功を定め賞を行ひたまふ、道臣命に宅地を賜ひて、築坂邑に居らしめ、以て寵異み玉ふ。亦大來目をして畝傍山以西川邊の地に居らしむ。今來目邑と號くるはこれ其緣なり。珍彦を以て倭國造と爲し、珍彦此に于磐毗故と云、又弟獵に猛田邑を賜

ふ、因て猛田縣主と爲す、これ菟田の主水部遠祖なり。弟磯城名は黒速、磯城の縣主と爲す、復劍根を以て葛城の國造と爲す。又頭八咫鳥も亦賞例に入る、其苗裔は即ち葛野主殿縣主部これなり。

○景行帝二十五年秋七月庚辰朔壬午。武内宿禰を遣して北陸及び東方諸國の地形、且つ百姓の消息を察しむ。二十七年春二月辛丑朔壬子、武内宿禰東國より還之奏言さく、東夷の中に日高見國あり、其國の人男女並に推結身を文て、人となり勇悍し、これをすべて蝦夷といふ、亦土地沃壤て曠し、撃つて取るべしと。四十年夏六月、東夷多く叛きて邊境騷動む。秋七月癸未朔戊戌。天皇斧鉞を持ち、以て日本武尊に授けて曰く、朕聞く其東夷や、識性暴強く凌犯を宗となす、村に長なく、邑に首なし、各封堺を貪りて並に相盜略む。亦山に邪神あり、郊に姦鬼あり、衢に遮り徑に塞りて、多人を苦ましむ。其東夷の中に蝦夷是尤も強



し、男女同居て父子別なし、冬は穴に宿、夏は巢に住む。毛を衣、血を飲み、昆弟相疑ひ、山に登ること飛禽の如く、草を行ること走獸の如し、恩を承けては則ち忘れ、怨を見ては必ず報ゆ。是を以て箭を頭髻に藏め刀を衣の中に佩けり、或は黨類を聚めて邊界を犯し、或は農桑を伺ひ以て、人民を略む、撃てば則ち草に隠れ、追へば則ち山に入る。故に往古より以來、未だ王化に染はず。今朕汝の人となりを察るに、身體長大、容姿端正、力能く鼎を扛げ、猛きこと雷電の如く、向ふ所前なく、攻むる所必ず勝つ。即ち知りぬ、形は則ち我子にて實は則ち神人なり。これ寔に天の朕が不叡且つ國の不平たるを愍み玉ひて、天業を経綸へ、宗廟を絶たざらしめ玉ふか。亦是天下は則ち汝の天下なり。是位は則ち汝の位なり、願はくは深く謀り遠く慮りて、姦を探り變を伺ひて、示すに威を以てし、懐くるに徳を以てし、兵甲を煩さず自らに臣隸しめよ、即ち言を巧にして暴神を調へ、武を振ひて姦鬼を攘

へ。是に日本武尊乃ち斧鉞を受け、乃ち再拜奏して曰く、嘗て西を征し年、皇靈の威に頼り、三尺劍を提げて、熊襲國を撃ち、未だ浹辰も經ず、賊首罪に伏しぬ、今亦神祇の靈に頼り、天皇の威を借りて、往いて其境に臨み、示すに徳政を以てし、猶ほ服はざることあらば、即ち兵を擧げて撃たんと、仍て重ねて再拜。冬十月壬子朔癸丑、日本武尊發路。爰に日本武尊則ち上總より轉りて陸奥國に入る、時に大鏡を王船に懸けて、海路より葦浦に廻り、横に玉浦を渡りて蝦夷の境に至る。蝦夷の賊首、島津神國津神等、竹水門に屯みて距がんとす。然して遙に王船を視て豫め其威勢に怖て、心裏に不可勝を知り、悉に弓矢を捨て望拜みて曰す、仰て君容を視れば人倫に秀れ玉へり、若し神なるか、姓名知らんと。王對へて曰はく、吾はこれ現人神の子なり。是に蝦夷等悉に慄りて、則ち裳を褰げ浪を披けて、自ら王船を扶けて、岸に著きぬ、仍て面ら縛れて服罪ふ。故に其罪を



免したまふ。因て以て其首帥を俘にして身に從らしむ。蝦夷既に平ぎぬ。  
 ○神功帝住吉大神の教に因りて、便ち髪を結分玉ひて髻になし、因て以て群臣に謂つて曰く、夫れ師を興し衆を動すは國の大、事なり、安く危く成ると敗れんことは必ずこゝに在り。今征伐ところあり、事を以て群臣に付く、若し事成らざれば、罪群臣にあり、これ甚だ傷きことなり。吾婦女にして加以不尙。然るに暫く男貌を假りて、強に雄略を起し、上は神、祇の靈を蒙り、下は群臣の助に藉りて兵甲を振して嶮浪を度り、艦船を整へ以て財の土を求む。若し事就らば群臣共に功あり、事就らざれば吾獨り罪あり、既に此意あり、其れ共に議らへと。群臣皆曰く、皇后天下の爲に計りますは宗廟社稷を安くせむ所以、且つ罪臣下に及ばじ、頓首詔を奉る。秋九月庚午朔己卯、諸國に令して船舶を集へ兵甲を練ふ。時に軍衆自ら集ふ、爰に吉日を卜へて臨發すること日あり。時に皇后親ら斧鉞

を執り三軍に令して曰く、金鼓節なく旌旗錯亂ときは、則ち士卒整はず、財を貧り多欲、私を懷き内顧みせば、必ず敵の爲めに虜れなん、其の敵少とも勿輕そ、敵強とも無屈そ、則ち奸暴をば勿聽そ、自らに服はんは勿殺そ、遂に戰勝者は必ず賜あり、背走者は自ら罪あらん。冬十月己亥朔辛丑、和珥津より發玉ふ。時に飛廉風を起し、陽侯浪を擧げ、海中の大魚悉く浮て船を挾ば、則ち大風順吹きて、帆船波の隨楫を勞らず、便ち新羅に到る。時に隨船潮浪遠く國中に遠ぶ。則ち知る、天神地祇悉く助け玉ふか。新羅王こゝに戰戰栗栗して、厝身無所、則ち詣人を集へて曰く、新羅の國を建てしより以來、末だ曾て海永の國に凌ることを開かず、若し天運盡きて國海とならんか。是言未だ訖ざる間に、船師海に滿ちて、旌旗日に耀き、鼓吹聲を起し、山川悉く振ふ。新羅王遙に望みて爲らく、非常の兵將に己が國を滅さんとす。誓て失志ぬ。乃今醒めて曰く、吾聞く東



に神國あり、日本と謂ふ、亦 聖 あり、天皇と謂ふ、必ず其國の神兵ならん、豈兵を擧げて以て距ぐべけんやと。即ち素旆げて自ら服ひ、素組して以て面縛る、圖籍を封め、王船の前に降る、因て以て叩頭て曰す、今より以後、長く乾坤と伏ひて飼部と爲り、其の船楫を乾さずして、春秋馬の梳及び馬の鞭を獻む、復た海の遠に煩かず、以て年毎に男女の調を貢らん。則ち重ねて誓ひて曰く、東に出づる日更に西に出づるに非ず、且阿利那禮河の返りて以て逆に流るゝを除き、河の石の昇りて星辰に爲るに及ぶまでに殊に春秋の朝を闕き、忍びて梳鞭の貢を廢めば、天神地祇共に討へたまへと。時に或人の曰く、新羅王を誅さんと欲すと。是に皇后の曰く、初め神教を承けて、將に金銀の國を授たり。又三軍に號令して曰く、自服を勿殺そ。今既に財の國を獲つ、亦人自ら降服ひぬ、これを殺すは不祥と。乃ち其縛を解いて飼部となし、遂に其國の中に入りまして、重寶府庫を

封め、圖籍文書を收む、即ち皇后所杖矛を以て、新羅王の門に樹て、後葉の印と爲す、故其矛今猶新羅王の門に樹てり。爰に新羅王波沙寐錦即ち微叱己知波珍干岐を以て、質と爲し、仍て金銀彩色及綾羅縑絹を賚し八十艘船に載て官軍に従はしむ。是を以て新羅王常に八十艘の調を以て日本國に貢るは其れ是の緣なり。是に高麗百濟二國の王、新羅圖籍を收め日本國に降ぬと聞き、密に其軍勢を伺はしむ。則ち不可勝を知りて、自ら營外に來りて、叩頭て歎て曰く、今より以後、永に西蕃と稱つゝ、朝貢を絶たじと。故因て以て内官家を定む。皇后新羅より遷り玉ふ。

祭 祀 章

○天照太神方に神衣を織りつゝ、齋服殿に居す。  
○高皇產靈尊因て勅して曰く。吾は則ち、天津神籬及び天津磐境を起樹て、



當に吾孫の爲に齋ひ奉らむ。汝天兒屋命、太玉命、宜く天津神籬を持て葦原中國に降りて、亦吾孫の爲に齋ひ奉れと。乃ち二一神をして、天忍穗耳尊に陪從て以て降す。是時天照太神手に寶鏡を持たまひて天忍穗耳尊に授けて祝て曰く、吾兒此寶鏡を視さんこと當に猶ほ吾を視るが如くすべし、與に床を同じし殿を共にし以て齋鏡と爲すべし。また天兒屋命、太玉命に勅く、惟くは爾二神も亦同じく殿内に侍りて、善く防護ることを爲せ。又勅して曰く、吾高天原に所御齋庭の穗を以て、亦吾兒に當御る。

○神武帝四年春二月壬戌朔甲申。詔して曰く。我皇祖の靈、天より降鑿て、朕が躬を光助玉へり。今諸の虜己に平け、海内事なし、以て天神を郊祀り、用て大孝を申玉ふべしと。乃ち靈時を鳥見山の中に立つ、其地を號けて上小野榛原、下小野榛原と曰ふ。用て皇祖天神を祭り玉ふ。

一書に曰く、神武天皇、皇天二祖の詔に従ひ、神籬を建樹つ。所謂

高皇產靈・神產靈・魂留產靈・生産靈・足産靈・大宮賣神・事代主神・御膳神・已上今御巫の齋き奉る所櫛磐間戸神・豐磐間戸神・已上今御門の巫齋き奉る所生島是れ大八洲の靈、今生島の巫齋き奉る所坐摩是れ大宮地の靈今坐摩巫の齋き奉る所なり日臣命・來目部を帥ゐて、宮門を衛護り其開闔を掌る。饒速日命内物部を帥ゐて矛盾を造備ふ。其物既に備りたるに、天富命諸の齋部を率ゐて、天璽鏡劍を捧持ち、正殿に安奉り、并に瓊玉を懸け、其幣物を陳ね、殿祭祝詞し、次に宮門を祭る。然して後に物部乃ち矛盾を立て、大伴來目、仗を建て、門を開き、四方の國を朝て、以て天位の貴さを觀しむ。此時に當つて帝と神と、其際未だ遠からず、殿を同じし床を共にし、此を以て常と爲す。故に神物官物亦未だ分明あらず。宮の内に藏を立て、齋歳と號く、齋部氏をして永に其職に任せしむ。又天富命をして供作諸氏を率ゐ大幣を造作しめ訖る、天種子命をして天の兒屋の命の孫天罪國罪の事を解除しむ。所謂天



罪は上既に設け訖ぬ。國罪は國中の人民犯す所の罪なり。爾乃靈時を鳥見山の中に立て、天富命幣を陳ね、祝詞して皇天を禮祀り、徧く群望を秩で、以て神祇の恩に答ふ。こゝを以て中臣齋部の二氏俱に祠祀の職を掌り猿女君氏は神樂の事を供る、自餘諸氏各其職あるなり。

○崇神帝六年百姓流離ぬ、或は背叛ものあり、其の勢徳を以て治め難し、是を以て晨に興き夕までに惕りて、神祇に請罪す。是より先き天照太神、和大國魂二神を天皇の大殿の内に並祭る。然るに其神の勢を畏れて、共に住み玉ふに安からず、故天照太神を以て豊鍬入姫命に託て、倭笠縦邑に祭り、仍て磯城神籬を立て、神籬此に比弄呂岐と云ふ、亦日本大國魂神を以て淳名城入姫命に託け祭らしむ。然るに淳名城入姫命髮落體瘦て祭ふこと能はず。

一書に曰く。崇神帝の六年乙丑秋九月、倭國の笠縫の邑に磯城神籬を立て、天照太神及び草薙劍を遷し奉る。皇女豊鍬入姫命をして齋き奉らしめ、更に齋部氏をして石凝姥神裔・天目一神裔二氏を率ゐしめ、更に鏡を鑄、劍を造り、以て護身の御璽となす、これ今の踐祚の日獻る所の神璽の鏡劍なり。仍て其遷し祭るの夕、宮人皆參りて終夜宴樂す。歌に曰はく、美夜比登能、於保與須我良爾、伊位登保志、由伎能與呂志茂、於保與須我良爾。今俗歌に曰はく、みやびとの、おほよそころも、ひさとほし、ゆきのよほしも、おほよそころも、詞の轉なり。

○七年冬十一月、別に八十萬群神を祭る、仍て天社國社及び神地神戸を定む。  
○垂仁帝二十五年春三月丁亥朔丙申。天照太神を豊耜入姫命に離まつりて、倭姫命に託け玉ふ。爰に倭姫命大神を鎮坐むるの處を求め



て、菟田の彼幡に詣る一彼此に佐佐と云 更に還りて近江の國に入り、東の方美濃を廻りて、伊勢の國に至りたまふ。時に天照太神倭姫命に誨へて曰く、是神風の伊勢國は常世の浪の重浪歸する國なり、傍國の可憐國なり、是國に居らんと欲ふと。故太神の教の隨其祠を伊勢國に立て玉ふ。因て齋宮を五十鈴川の上に興つ、是を磯宮と謂ふ。則ち天照太神の始めて天より降の處なり。

一書に曰はく、天皇倭姫命を以て御杖と爲し、天照太神に貢奉り玉ふ。是を以て倭姫命、天照太神を以て磯城嚴櫃の本に鎮座せて、これを祠る。然る後神の誨の隨、丁巳年冬十月甲子を取り、伊勢の國渡遇宮に遷し玉ふ。

○雄略帝二十一年丁巳冬十月、伊勢皇太神、大倭姫命に教へて豐受大神を丹波國與佐真井原に迎へしむ。大倭姫命奏す、明年戊午秋九月、勅使

を差はして、之を迎へ奉り、九月度會郡山田原の新宮に鎮座す。

一書に曰はく、外宮は、傳へ言ふ、天祖天御中主神なりと。皇太神の託宣に、先づ此神を祭り、先づ此神を拜せよと。且つ皇孫瓊杵尊此宮の相殿にあり、故に天兒屋根命、太玉命亦同じく在べり、因て號けて二所大神宮と曰ふ。

○欽明天皇三十一年冬、肥後國菱形池の邊民家の兒甫三歳神託して曰く、我はこれ人皇十六代譽田八幡麻呂なり。諸州跡を神明に垂る、今又此に顯ると。其の後勅使を差はして移して豊前國宇佐宮に鎮坐す。譽田は本名、而して八幡は神となりて、後自ら稱する所のものなり。

化 功 章

○崇神帝六十五年秋七月。任那國蘇那曷叱知を遣して朝貢しむ。任那は筑



紫の國を去る二千餘里北の方海を隔て、以て雞林の西南にあり。

一書に曰はく、崇神の朝、額に角ありたる人、一の船に乗りて越の國管飯浦に泊まれり、故に其處を號けて角鹿といふ。問て曰く、何れの國の人ぞと。對て曰く、意富加羅國王の子、名は都怒我阿羅斯等、亦の名は于斯岐阿利叱智干岐と曰ふ。傳に日本國に聖皇ありと聞り、以て歸化いて穴門に到る、時に其國に人あり、名は伊都都比古臣に謂つて曰はく、吾は則ち是國の王なり、吾を除いて復二の王なし、故に他處に勿往と。然れども、臣究其人と爲りを見るに、必ず王にあらざるを知れり、即ち更に還ぬ。道路を知らずして、島浦に留連つ、北海より廻りて、出雲國を經て、此間に至る。是時天皇の崩に遇へり。便ち留りて活目天皇に仕へ、三年に逮りて、天皇都怒我阿羅斯等に問ひ玉ひて曰はく、汝の國に歸らんと欲するかと、對へて諮さく、甚だ望はし。天皇阿羅斯等に詔して曰はく、

汝道に迷はずして必ず速かに詣らば、先皇に遇て仕へんか、是を以て汝が本國の名を改めて追つて御間城の天皇の御名を負て、便ち汝が國の名と爲せと。仍て赤織の絹を以て、阿羅斯等に給ひ、本土に返はす。故に其國を號けて彌摩那國と謂ふと。其れ是の縁なり。

○垂仁帝三年春三月。新羅王子天日槍來歸。將て來るものは、羽太王一箇、足高玉一箇、鵜鹿鹿赤石玉一箇、出石小刀一口、出石棒一枝、日鏡一面、熊神籬一具、并て七物あり。但馬國に藏めて、常に神の物と爲す。

一書に曰はく、初め天日槍艇に乗りて播磨國に泊り、宍粟邑にあり、時に天皇三輪君が祖大友主と倭直祖長尾市とを播磨に遣して天日槍に問はしめて曰く、汝は誰人ぞ、且つ何の國の人ぞと。天日槍對へて曰く、僕是新羅國の主の子なり、然るに日本國聖皇在すと聞き、則ち己が國を以て弟知古に授け歸化けりと。仍て八物を貢獻る。



○應神帝十四年、弓月君百濟より來歸けり。因つて以て奏して曰さく、臣己國の人夫百二十縣を領ゐて歸化けり、然るに新羅人の拒に因りて、皆加羅國に留れりと、爰に葛城襲津彦を遣してこれを召す。十六年乃ち弓月の人夫を率ゐて來けり。二十年秋九月、倭漢直阿知使主、其子都加使主並に已が黨類十七縣を率ゐて來歸けり。

一書に曰く、輕島豐明の朝に至りて、秦公祖弓月百二十縣の民を率ゐて歸化けり。漢直阿知使主十七縣の民を率ゐて來朝りと。秦・漢・百濟内附の民、各萬を以て計ふ。

中朝事實講話終

昭和十年八月廿五日印刷  
昭和十年九月三日發行

中朝事實講話  
〔定價 一圓五〇錢〕

10.8.29

不許複製

著者 飯島忠夫  
發行者 田中清之  
印刷者 櫻井專吉  
東京市目黒區中目黒二ノ五八二  
東京市牛込區山吹町一九八

(本製郎太幸田山)

發行所

東京市目黒區  
中目黒二ノ五八二

章華社

電話高輪(41)三〇四五番  
振替東京六七五二二番

(章華社刊行圖書大取次) 東京 柳原文盛堂 大阪 柳原書店 名古屋 川瀬書店



# 神古事記講話

文學博士

植木直一 著

四六判上製美裝本  
本文 總ルビつき  
定價 一圓三〇錢  
送料 一四錢

古事記の大衆版いよいよ出づ。——これはこれ、いま流行の抹香くさきお経ものなどと異なり、日本人の血と命の源泉、われらが持つ唯一最高の神代古事記の最も古くして最も新らしく最も權威ありて然も最も大衆的な講義である。

日本人意識の據りどころはこれ、去十一月の朝な朝な全園數百萬の聴衆に、ハツキリ「日本人」的目覺めを與へて好評を博した放送ラヂオ名講義の完全なる活字化。全八講の他に附録として收めた神代史概観は併せ讀むべき好文字。譯文古事記は正に模範的定本である。——むづかしい古事記も本書により文字通りわれらのものになった。年頭心清々しき時讀めこの名著！

## — 次目要主 —

- 第一講 國史の源頭と古典
- 第二講 古傳承と古事記
- 第三講 天地の初發と神祖伊邪那岐神・伊邪那美神
- 第四講 天祖天照大御神と高天原の統治
- 第五講 須佐之男命と出雲
- 第六講 大國主神の版圖奉獻
- 第七講 建國の神勅と天孫邇邇尊命の天降
- 第八講 天業の恢弘
- 附録1 神代史概観2 古事記上卷譯文

二二五七六京東替振 五四〇三輪高話電 社華章 黒目中區黒目市京東 地番二八五目丁二

# 日本書紀講話

文學博士

加藤玄智 著

四六判上製美裝本  
本文 總ルビつき  
定價 一圓五〇錢  
送料 一四錢

新解釋「日本書紀」の定本的權威書——われ等が持つ最高最古の古典・古事記と並び學ばれる日本書紀の原文又は註釋本を通讀することは、餘りに長篇餘りに難解のために、忙しい讀者人には實際に於いて困難である。そこで新たに博士を煩して企てられたのが本書である。日本書紀にはどんな内容が精神が盛られてあるか？ どんな時代的背景の下に編まれたか？ どんな影響を後世に與へたか？ 日本精神高調の現代、わが國體の淵源と本質とを明徴すべき現代にどんな使命を持つか？——本書には以上の諸問題が餘すところなく説かれてある。

## — 次目要主 —

- 一 日本書紀の成立と其組織
- 二 神話上の國家的統制
- 三 天孫降臨と國家の永遠性
- 四 神武天皇の御統一事業
- 五 韓半島との交渉
- 六 外來文化の融合消化
- 七 聖德太子の十七條憲法
- 八 大化改新の理想
- 九 新秩序の建設と文化事業
- 一〇 君民一團の精神
- 一一 敬神の國風と日本書紀
- 一二 日本書紀に特有の説話と歌謠
- 一三 結論

二二五七六京東替振 五四〇三輪高話電 社華章 黒目中區黒目市京東 地番二八五目丁二



# 新論語講話

文學博士  
諸橋轍次著

茗溪會館推薦 大日本聯合青年團推薦

聖哲孔子の大「人間道」は三千年來燦然として茲に輝く。

この著者にしてこの著あり、聖典論語を斯く我々のものにまで平易化し、日常の行住座臥にまで生活化して説いたものは、未だ之あるを聞かない。今や非常時日本に復活した聖哲孔子は、我々の街頭に我々の書齋に、この書のあるところ隨所にあはれて、思想苦、生活苦に悩む我々に大「人間道」を説いて諄々切々。之ぞ現代に息づく人皆の必讀すべき名著である。

四六判極上總布裝

本文總ルビつき

【普及版】

定價 一圓

送料 一四錢

## — 次目要全 —

- 第一講 何ぞ斯の道に由ることなき
- 第二講 仁の内容は修己治人
- 第三講 古の學者は己の爲にす
- 第四講 友に交はるの道
- 第五講 敬に居り誠を存す
- 第六講 郷原は徳の賊なり
- 第七講 任重くして道遠し
- 第八講 君子の道
- 第九講 心の欲する所に從へども矩を踰えず
- 第十講 必ずや名を正うせんか
- 第十一講 之を汚らんかな之を汚らんかな
- 第十二講 修養・正名・經倫

振替東京市黒目區中目黒 二五七番  
電話高輪三〇四番

振替東京市黒目區中目黒 二五七番  
電話高輪三〇四番

振替東京市黒目區中目黒 二五七番  
電話高輪三〇四番

# 老子講話

文學博士

小柳司氣太著

老莊哲學と一口に云ふが、支那哲學の中で最も奥深いものは「老子」である。そこで昔から「老子」はむづかしいと云はれてゐる。が、本書によつてその深遠且つ幽玄な「老子」も完全に我々のものになることが出来る。本書には、聖哲「老子」の大思想が、我々の時代、我々の日常生活に即して、その全貌が極めて平明に説かれてある。——

四六判上製美裝本

本文總ルビつき

定價 一圓三〇錢

送料 十四錢

「老子」を説いては當代の第一人者小柳博士の輝かしき名著。

## — 次目要全 —

- 第一講 老子の傳記
- 第二講 老子時代の社會狀態
- 第三講 道徳經に就て
- 第四講 老子の根本思想(本體論)
- 第五講 老子の根本思想(現象論)
- 第六講 道即自然即天地
- 第七講 修養論
- 第八講 處世論
- 第九講 政治論
- 第十講 老子から見たる東西文化の相違
- 第十一講 老莊と文學美術
- 第十二講 老子と道教
- 附録 老子全文
- 訓讀老子全文

振替東京市黒目區中目黒 二五七番  
電話高輪三〇四番

振替東京市黒目區中目黒 二五七番  
電話高輪三〇四番

振替東京市黒目區中目黒 二五七番  
電話高輪三〇四番







# 日本の力

法學博士

渡邊鍊藏著

定價 本四六判上製美裝  
文五〇二頁  
料一圓五〇錢  
送四錢

日本人は日本を知れ、日本の持つ實力を知れ！ これだ、これだ。これぞ時節柄、何人も必讀を要する待望の書だ。何が日本の強味か？ 何が日本の弱味か？ 本書は博士が多年の蘊蓄を傾け最新の資料を統整して、日本の力を、國土、人口、國富、文化、教育、科學、發明、各種工業、衣食住、貿易、各種交通、陸軍、海軍、空軍等あらゆる方面から之を明細に説き、最後に世界列強の國力と日本の力との比較を、誰にもわかり易いやう讀もの風に説いたもの。

日本圖書館協會推薦

—— 次 目 要 主 ——

- 第一章 總 說
- 第二章 科學日本の力
- 第三章 工業日本の力
- 第四章 農業日本の力
- 第五章 貿易日本の力
- 第六章 交通日本の力
- 第七章 軍備日本の力
- 第八章 日本の力と世界列強の力

本書は一章數十頁づゝを割當て、各方面の國力を概説し検討したいはゞ一種の國勢圖會解説とも見られるべきもので、國勢の全般について概要の知識を與へるには時節柄好適のものであらう。

東京市黒目中區黒目二丁目八番二地  
振替東京六七五二二  
電話高輪三〇四五  
**社華章**









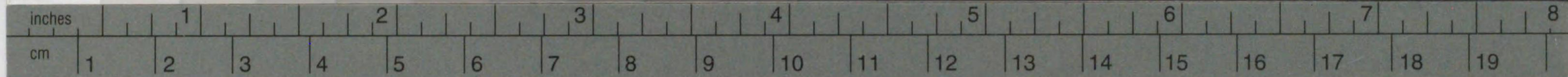


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

**A** 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

